

# 山形県新型インフルエンザ等対策行動計画

平成25年12月

令和5年10月（変更）

山形県

# 目 次

頁

I	背景	3
II	目的	4
III	発生の状態	5
IV	新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項	
1	本計画が対象とする感染症	5
2	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
3	検査体制	7
4	医療体制	7
5	積極的疫学調査	9
6	サーベイランス	10
7	個人、家庭及び地域における予防対策	11
8	県民生活及び県民経済の安定の確保	12
9	予防接種	13
V	危機管理体制	
1	危機管理体制の確立	14
2	関係機関の役割	15
VI	発生段階別の対応	
1	未発生期	18
2	海外発生期	26
3	国内発生早期	33
4	県内発生・感染拡大期	43
5	まん延期	52
6	小康期	62
VII	特定接種の対象となる業種・職務について	65
VIII	低病原性であることが判明した場合の対応	72
	用語解説	74

新型インフルエンザは、毎年、季節的に流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとは表面の蛋白（抗原）が全く異なる新型のウイルスであり、およそ10年から40年の周期で、世界的な大流行（パンデミック）を引き起こしている。また、既知の感染症とは病状や治療結果が明らかに異なり、その感染力の強さなどから国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病（すなわち、新感染症）が発生する可能性がある。これらが発生した場合は、国家の危機管理として対応することとなる。

平成24年4月に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）は、新型インフルエンザや新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、国、地方公共団体等各々の責務、新型インフルエンザ等の発生地における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたもので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）と相まって対策の強化を図るものである。

日本では、鳥インフルエンザウイルス（A/H5N1、H7N9）の発症者は確認されていないが、令和4年度は本県を含む26道県において家きん類の発生事例、27道県において野鳥の検査で同ウイルスの感染が確認されている。

新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、交通手段の発達により地球規模で大量の人が短時間に移動する時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。ひとたび国内で発生すれば感染拡大による健康被害は甚大となり、社会・経済の破綻が危惧される。

新型インフルエンザが出現した場合に想定される本県の患者数は、第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告に基づき人口の25%が罹患し、米国疾病管理センターにより示された、流行が8週間続くという仮定の推計モデル（FluAid 2.0及びFluSurge2.0）を適用すると、外来患者が約9万7千人～約22万人5千人（中間値約16万人1千人）、入院患者が約2,700人～約6,800人（中間値約5,300人）で死者が約700人～約1,700人（中間値約1,200人）出るという予測となる。なお、これらの推計においては、現在の我が国の衛生状況や新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）等については考慮されていない。

このように膨大な患者が発生した場合、すべての医療機関に負荷がかかる状況となり、新型インフルエンザ患者への医療体制の確保や新型インフルエンザ以外の医療の体制確保とともに医療スタッフを含め保健・医療や危機管理に対応する者の健康確保が課題となる。また、社会機能や経済活動の混乱も懸念されるため、県民に対する迅速・的確な情報の提供と、関係機関と連携し、社会的混乱を抑制する必要がある。

一方、平成21年4月、北米に端を発した新型インフルエンザ（A/H1N1）は世

界的な流行を見せ、日本でも約2,000万人が罹患したと推計されている。

しかしながら、この新型インフルエンザは、季節性インフルエンザと比べ感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しているという特徴（低病原性）を持ち、想定していた健康被害の程度とは異なるものであったが、一時的・地域的に医療物資のひっ迫なども見られるなど、課題・教訓もあった。

また、令和元年12月、中国湖北省武漢市での発生を端緒として全世界に拡大したCOVID-19は、短期間に変異と感染拡大を繰り返し、2年10か月余りで世界中でパンデミックが発生し、日本でも社会機能や経済活動が低迷し国民の生活に多大な影響を及ぼした他、医療体制や保健所体制のひっ迫が見られ、検査体制やワクチン接種体制の構築等、自治体の業務も膨大となった。本県においても令和5年5月8日までに231,254人が感染し、370人が死亡している。

今後、COVID-19へ対応した経験を踏まえて課題を整理し、今後発生する可能性のある新型インフルエンザの感染症対策に活かすことが求められている。

## II 目的

本行動計画は、関係機関が共通の認識に立ち、県民の不安解消、流行の拡大による県民の健康福祉並びに社会的被害を最小限に抑えるために、特措法第7条の規定に基づき、国策定の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日策定、平成29年9月12日一部変更、以下「政府行動計画」という。）」との整合性を図りながら、事前の対策からパンデミックが発生した場合にとるべき対応策を定めるものである。

新型インフルエンザ等対策の目的及び対策の基本方針を次のとおり定め、対策を講じていく。

### 【目的】

感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害及び社会・経済機能への影響を最小限にとどめ、県民生活の安定を確保する。

### 【基本方針】

- 1 的確な調査と情報収集及び県民に対する迅速で正確な情報提供
- 2 患者に対する適切な医療の提供
- 3 適切な感染拡大防止策及び社会対応策の実施

本行動計画は、今後、国が行う政府行動計画の見直しや各種ガイドライン、マニュアル等の作成等により、必要に応じて修正を行っていくこととする。

### Ⅲ 発生の状態

新型インフルエンザ等への対策は、発生状態によって対応が異なることから、発生の状態について、政府行動計画の発生段階を基に未発生期から小康期までの6段階に分け、状態に応じた対策を実施する。

なお、これらの段階は必ずしも時系列に対応するものではなく、一気に「4 県内発生・感染拡大期」や「5 まん延期」に移行することもあり得る。

<b>1 未発生期</b>	新型インフルエンザ等が発生していない状態。
<b>2 海外発生期</b>	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
<b>3 国内発生早期</b>	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態。
<b>4 県内発生・感染拡大期</b>	県内で新型インフルエンザ等が発生し、感染拡大傾向にあるが、患者の感染経路等を疫学調査で追うことができる状態。
<b>5 まん延期</b>	県内で感染が拡大し、患者の感染経路等を疫学調査で追うことができなくなった状態。
<b>6 小康期</b>	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。

### Ⅳ 新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項

新型インフルエンザウイルス（高病原性）は現時点で出現していないため、以下の内容は平成25年6月に策定、平成29年9月一部変更された、政府行動計画・ガイドライン等と整合性を図ったものであり、今後、科学的知見の蓄積等により作成・更新される国の各種ガイドライン、実施要綱等により修正を行っていく。

#### 1 本計画が対象とする感染症

本県行動計画の対象とする感染症は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症等で、その感染力の強さなどから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

また、本行動計画は、様々な新型インフルエンザ等対策の状況の変化に応じて、関係機関、関係団体と協議の上、今後も適宜改定するものとする。

## 2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

県、市町村又は指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に実施する。

### (1) 基本的人権の尊重

県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売り渡しの要請等の実施に当たって、国民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、県民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

県対策本部は、政府対策本部、市町村対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市町村対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、県対策本部長は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には所要の総合調整を行う。

### (4) 記録の作成・保存

県及び市町村は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、県対策本部、市町村

対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

### 3 検査体制

#### (1) 医療機関における対応

- 臨床検体を採取する際、医療スタッフは、N95等のマスク、手袋、ガウン、ゴーグルを着用するなど十分な感染防護対策を講じた上で、咽頭ぬぐい液等を採取する。
- インフルエンザ迅速診断キットによる診断は、今後発生する新型インフルエンザに応用が可能か不明であり、感度・特異度等の有効性が明らかになるまでの間は、あくまで診断の一助としての利用にとどめる。

#### (2) 保健所における対応

- 医療機関等で採取された検体を、衛生研究所と調整の上、速やかに当該医療機関より預かり、衛生研究所に搬入する。
- 検査結果が判明した場合、直ちに当該医療機関に結果を報告する。

#### (3) 衛生研究所における対応

- 検体採取にあたり事前にウイルス輸送培地を準備し、保健所、医療機関に供給する。
- 保健所から検体の搬送を受けた場合には、リアルタイムPCR法等遺伝子検査を実施する。

### 4 医療体制

新型インフルエンザ等の病原性が中程度の場合、流行ピーク時には、1日最大630人の患者が入院すると推計され、また、それ以上に外来患者が受診すると考えられるが、地域の医療資源には制約があることから、各医療機関の役割分担を含め医療体制を事前に計画する。

#### (1) 発生段階に応じた医療体制の整備

##### ア 未発生期

- 二次医療圏単位で保健所を中心に、行政、医療、消防、警察等関係者による連絡調整対策会議を設置し、事前に連携体制を構築する。
- 医療機関等関係者の役割分担を踏まえ、発生段階に応じて帰国者・接触者外

来の設置や入院患者の受け入れ体制の確保ができるよう事前の準備を進める。

## イ 海外発生期

- 保健所に帰国者・接触者相談センターを設置する。
- 各二次医療圏に整備されている感染症指定医療機関等に、帰国者・接触者外来を設置する。

※ 帰国者・接触者外来の目的は、発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者が、発熱・呼吸器症状等を有する場合、新型インフルエンザ等になり患している可能性が一般の患者に比べて高いと推定されるため、帰国者・接触者相談センターを通じて、これらの者を検査体制及び院内感染対策の整った医療機関に誘導・集約して、まん延をできる限り防止することである。

- 慢性疾患等の定期受診患者に長期処方を行う等、受診機会を減らすよう要請する。

## ウ 国内発生早期

- 帰国者・接触者外来等の継続
- 県内での患者発生に備え、あるいはその後の患者数の増加に対応して、帰国者・接触者外来を増設（概ね各市町村1箇所以上設置）できるよう、感染症指定医療機関以外の病院、医師会、市町村等に対し設置を要請する。
- 新型インフルエンザ等と診断された患者については、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。

## エ 県内発生・感染拡大期～まん延期

- 帰国者・接触者外来での診療、及び新型インフルエンザ等患者の感染症指定医療機関等への入院措置（移送）を行う。（県内発生・感染拡大期のみ）
- 県内の患者数が増加し、受診先の集約化による感染拡大防止効果が得られないと判断された際には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制へと変更し、入院措置による医療体制も中止する。
- 緊急事態の措置を行っている間、患者が増加し、一般の医療機関に収容しきれない場合は臨時の医療施設を選定し、設置する。

## (2) 抗インフルエンザウイルス薬

- 国の抗インフルエンザウイルス薬備蓄目標に合わせ、タミフル、リレンザ、イナビル、ラピアクタ、ゾフルーザの備蓄を進める。
- 経口内服薬としてのタミフル、ゾフルーザ、経口吸入薬のリレンザ、イナビル、又は点滴静注液のラピアクタを発症から48時間以内に投与し治療を開始する。

※ 抗インフルエンザウイルス薬の選択については、WHOは新型インフルエンザに対してノイラミニダーゼ阻害薬による治療を推奨している。

※※新型インフルエンザ等の病状についての予測は常に変わりうること、新薬や新たなワクチンの開発等により、治療・予防方針については随時科学的知見を取り入れ見直す必要がある。

### (3) 予防接種（特定接種・住民接種）

- 国が示す「予防接種に関するガイドライン」に基づき実施する。

### (4) 医療資器材の整備

- まん延期に備え、入院患者受入医療機関に対して必要となる個人防護具、人工呼吸器等の医療資器材の整備を支援する。

※入院患者受入医療機関：新型インフルエンザ等発生時に入院医療を担当する医療機関

- 医師会、市町村等により設置運営される帰国者・接触者外来に従事する医療スタッフ用の個人防護具を備蓄する。

## 5 積極的疫学調査

### (1) 原則

- 各保健所は新型インフルエンザ等の予防及び感染源・感染経路等の究明のために、感染症法第15条に基づき積極的疫学調査を行う。健康福祉企画課は必要に応じて、国に技術支援を要請する。
- 調査中においても国と積極的に情報共有を図る。
- 調査実施の際は、調査を受ける者に対して十分な説明を行い、人権に配慮した対応を行う。

### (2) 目的

- 全体像の速やかな把握に努め、感染源、感染経路等の特定を行う。
- 症例を早期探知するとともに、感染のリスクのある者（濃厚接触者等）を迅速に把握し、必要に応じて適切かつ十分な感染予防策及び接触者管理を行い、不安解消に努める。

### (3) 内容

#### ① 症例基本情報・臨床情報調査

- 症例に対して、疫学情報や臨床情報などに関して情報収集を行うものであり、臨床部門、検査部門との調整により、検体検査も迅速に行う。

#### ② 症例行動調査・感染源調査

- 症例の行動に関する詳細な情報の把握と接触者のリストアップ、感染源の特定を主な目的として行う。
- 症例の感染した場所が、国内か国外かを特定する。
- 国外における感染が考えられる場合は、国に報告する。

### ③ 接触者調査

#### ア 接触者の定義

- 接触者とは、新型インフルエンザ等患者（疑似症患者を含む）が発病したと推定される日の1日前から当該患者と接触した者とする。このうち、患者の同居家族、及び个人防护具（PPE）を装着しなかったかあるいは正しく装着せずに患者の診療に直接携わった医療関係者や搬送担当者などは、濃厚接触者（感染症法で規定されている新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」に該当）とみなされ、外出自粛要請や抗インフルエンザウイルス薬の予防投与などの濃厚接触者対策の対象となる。

#### イ 調査の進め方

- ・ 接触者のリスト作成
- ・ 接触者健康状況確認
- ・ 接触者に対する面接または電話調査及び保健指導
- ・ 追跡調査
- ・ 接触者追跡の中止

## 6 サーベイランス

感染症サーベイランスは、感染症法第12条～16条に基づき、感染症患者の発生情報を統一的な手法で持続的に収集・分析し、得られた情報を感染症の予防と対策のために還元するものである。新型インフルエンザの場合も、患者発生の早期探知や地域における流行状況の把握、臨床症状やウイルス学的な特徴等を把握することなどを目的として実施するが、発生段階に応じて情報収集等の方法を変更（強化）する必要がある。

（新感染症に関するサーベイランスの方法等については国の行動計画にも記載がないため、本項では新型インフルエンザのサーベイランスに限って記載する。）

### （1）平時からのサーベイランス

平時から実施しているインフルエンザ関連のサーベイランスは、次のとおりである。

- ① 患者発生サーベイランス（インフルエンザ/COVID-19定点医療機関からの週報）
- ② ウイルスサーベイランス（病原体定点医療機関等で採取した患者検体の結果を月報）
- ③ 入院サーベイランス（基幹定点医療機関からの週報）
- ④ 学校・施設等サーベイランス（幼稚園、保育所、小・中・高等学校、社会福祉施設等におけるインフルエンザ様疾患の集団発生時に罹患者数や欠席者数等を報告）
- ⑤ 家きんや死亡野鳥等の高病原性鳥インフルエンザウイルスのサーベイランス

## (2) 新型インフルエンザ等発生時に追加・強化するサーベイランス

新型インフルエンザの発生時には、新型インフルエンザの届出基準（症例定義）の公表後に、次のサーベイランスを追加または強化する。

- ① 患者全数把握調査（全ての医療機関から、届出基準を満たす確定患者及び疑似症患者の報告を受ける）の追加
- ② ウイルスサーベイランスの強化（全数把握に伴う検査拡大、集団発生例のウイルスの亜型の特定、抗ウイルス薬感受性検査の拡大等）
- ③ 学校・施設等サーベイランスの強化（短大、大学等への拡大等）

## 7 個人、家庭及び地域における予防対策

新型インフルエンザ等の主な感染経路は、感染者の咳やくしゃみにウイルスを含んだ、飛沫（しぶき）を吸い込むことにより感染する場合（飛沫感染）と、咳やくしゃみ、鼻水などが付着した手による直接的な接触や、ドアノブやスイッチなどを介する間接的な接触により目や口から感染する場合（接触感染）が考えられる。予防対策は、通常のインフルエンザの延長線上にあり、県民一人ひとりが正しい知識を持ち、協力して家庭や地域を守る心構えが必要である。

### (1) 個人・家庭の対応

#### ① 発生前の準備

- 日ごろから、県や市町村、テレビ・新聞等のマスメディアやインターネットにより新型インフルエンザ等に関する情報に注意し、感染防止策に対する正しい知識を身につける。
- 毎年流行する通常のインフルエンザ予防対策（咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気）を習慣付ける。
- 2週間分程度の食料品・マスク・生活必需品等を備蓄する。

#### ② 発生時の対応

- 国や県等から随時公表される発生に関する情報収集に努める。
- 本人、家族の発症が疑われる場合は、保健所に設置される帰国者・接触者相談センターに連絡する。
- 不要不急の外出を自粛する。

### (2) 地域の対応

- 学校、保育施設等では感染が広がりやすいため、県内で患者が発生した場合、新型インフルエンザ等の病原性等の状況に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に実施するよう学校の設置者に要請す

る。通常の季節性インフルエンザの場合、欠席率15～20%程度で臨時休業が実施され、休業期間は3～5日間が多いが、新型インフルエンザ等では季節性インフルエンザよりも病原性や感染性が高いことも想定して、例えば「欠席率10%程度で実施する」、「臨時休業の期間を1週間程度とする」などを学校等の設置者に要請する。なお、新型インフルエンザ等緊急事態時において、特措法第45条第2項に基づき県対策本部長が学校等の臨時休業を要請した場合には、それを公表することとし、要請には極力応じるものとする。

- 地域や職場における感染機会を減少させるため、感染状況に応じて不特定多数の者が集まる集会や催し物等の自粛、外出の自粛や公共交通機関の利用を自粛する。なお、新型インフルエンザ等緊急事態時において、特措法第45条第2項に基づき県対策本部長が施設の使用制限等を要請した場合には、極力協力するものとする。

## 8 県民生活及び県民経済の安定の確保

県内で流行した場合、約30万人（25%）が感染し、流行は8週間程度続くと想定される。また、本人の感染や家族の感染等により、事業所等では欠勤率が最大40%になることも想定され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の生活を維持することすらできなくなるおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の国民生活を維持できるよう、国、県、市町村や各事業者において事前に十分準備を行う。

### （1）事業所における事業継続計画策定の促進

- 各事業者における、従業員や職場における感染対策、継続すべき重要業務の選定、従業員の勤務体制などをあらかじめ定めた、新型インフルエンザ等発生に備えた事業継続計画の策定を促進する。

### （2）県・市町村における業務継続計画の策定

- 県及び市町村は、必要最低限の行政サービスを維持するため、業務継続計画の策定を進める。

### （3）社会機能維持に関わる事業者に対する特定接種等の支援

- 社会機能の維持に関わる事業者に対し、ワクチンの先行接種等の支援を行う。

### (1) 特定接種

特措法第28条に基づき「医療の提供ならびに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うもの。政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種。

特定接種は、医療機関や国民生活・経済の基盤を成すような事業者が最低限の業務を継続しなければ、結局は国民の生命・健康を守ることができず、社会の機能が破たんして、新型インフルエンザ等による損失が倍加するとの考えに基づき、できる限り早い段階でワクチンを接種し、社会そのものを防衛しようとするものである。したがって、新型インフルエンザ等が発生した時には新型インフルエンザ等緊急事態宣言の前であっても、政府対策本部長により接種の実施が指示されることも想定されている。

#### 特定接種の対象者

「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う者であって、厚生労働大臣の定める所により厚生労働大臣の登録を受けている者（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員。

### (2) 住民接種

緊急事態宣言がなされた状況下において、特措法第46条に基づき「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため」に住民に対して行う予防接種。

#### <住民接種の優先接種者>

実際の優先順位については、以下の4群に分け、発生した新型インフルエンザ等の病原性や流行状況等を勘案し、政府対策本部が最終決定する。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・ 基礎疾患を有する者
  - ・ 妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者（65歳以上の者）

実際の優先順位については、発生した新型インフルエンザ等の病原性や流行状況等を勘案し、政府対策本部が最終決定する。

なお、同じ住民に対する予防接種であっても、緊急事態宣言がなされていない状況下で実施される場合には、予防接種法第6条第3項に基づくいわゆる「新臨時接種」となり、特措法にはよらないこととなる。

### (3) 住民に対する予防接種の接種体制

住民に対する予防接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

### (4) 医療関係者に対する要請

県は、予防接種を行うため必要があると認めるときには、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示する。

<b>V 危機管理体制</b>	
<b>1 危機管理体制の確立</b>	

### (1) 新型インフルエンザ等対策本部等の設置

- 県は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、「山形県新型インフルエンザ等対策本部（本部長：知事）」（以下「対策本部」という。）、「山形県新型インフルエンザ等対策会議（議長：副知事）」（以下「対策会議」という。）を設置して全庁的な対応を行う。
- 対策本部は、政府対策本部が設置された時点（WHOがフェーズ4相当程度の公表を行った時点）で設置するものとする。
- 対策本部には、次の対策班を置く。

班名	主な業務
総合調整班	情報の取りまとめ、各班の連絡調整、本部員会議の開催、広報
管理班	職員等状況の把握、業務継続計画の監理
感染予防対策班	保健・医療情報の提供、発生状況の把握、各種サーベイランス、埋火葬対策
医療対策班	帰国者・接触者相談センターの設置、医療体制の維持、移送、備蓄抗インフルエンザウイルス薬の供給、ワクチンの接種
社会対応班	ライフラインの維持、食料・生活必需品流通確保、廃棄物等の処理状況等の把握、学校等の臨時休業対策、事業所・施設等における状況等の把握、交通機関運行状況等の把握

- 総合調整班には、報道機関への情報提供を一元化するため報道監を置く。
- 各総合支庁は、対策本部の設置に合わせ、「山形県新型インフルエンザ等対策本部地域支部」（以下「対策支部」という。）を設置し、対策本部と連携を図り、速やかに対策を実施する。

## （２）新型インフルエンザ等の発生に備えた危機管理体制

- 新型インフルエンザ等発生前においては、必要に応じて「新型インフルエンザ等対策関係課長会議（議長：防災くらし安心部長(兼)危機管理監）」を開催し、情報の収集・提供、発生防止策の徹底、準備状況の把握・確認など、発生に備えた対応を行う。

## （３）関係機関との連携

- 関係部局は必要に応じ関係団体と連絡調整対策会議を開催し、協力を要請するなど対策の推進を図る。
- 医師会、医療機関、市町村、消防本部等関係機関と連携を図り、発生に備えた対策を推進する。

## 2 関係機関の役割

### （１）県庁

- ・ 山形県新型インフルエンザ等対策本部の設置等、対策の総合調整
- ・ 報道監の設置等、報道機関に対する情報提供
- ・ 医療体制に関する調整・整備、臨時の医療施設開設
- ・ 学校、事業所、社会福祉施設等との連絡調整
- ・ 集客施設、教育関係施設、公共機関等との連絡調整
- ・ 国、各都道府県等との連絡調整
- ・ 県民への情報提供及び県民からの相談への対応
- ・ サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集分析、その他情報の収集
- ・ 必要物資の調達
- ・ 予防接種への協力支援

### （２）総合支庁

- ・ 対策支部の設置等、管内における新型インフルエンザ等対策の総合調整
- ・ 管内の市町村及び関係機関・団体等との連絡調整
- ・ 県民からの生活相談・渡航相談への対応及び情報提供

### （３）保健所

- ・ 県民からの健康相談への対応及び情報提供

- ・ 医療体制に関する調整
  - ・ 患者発生時における積極的疫学調査、患者の接触者・家族への対応、まん延防止対策
  - ・ 感染症法に基づく入院勧告に関する対応
  - ・ 管内の市町村及び関係機関・団体との連絡調整
  - ・ サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集、その他情報の収集
- (4) 衛生研究所**
- ・ 新型インフルエンザ等検査体制整備及び国立感染症研究所との連絡調整
  - ・ サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集分析
- (5) 医療機関**
- ・ 診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備
  - ・ 帰国者・接触者外来等の設置・運営
  - ・ 症状を有する者に対する診断・治療
  - ・ 抗インフルエンザウイルス薬の適正使用
- (6) 市町村**
- ・ 市町村新型インフルエンザ等対策本部の設置
  - ・ 住民に対する広報・啓発、相談窓口の設置
  - ・ 住民に対する予防接種の体制整備・実施
  - ・ 学校等との連絡調整
  - ・ 高齢者、障がい者世帯等要援護者に対する支援
  - ・ 食料品・生活必需品等の供給計画を策定し、状況に応じ配分
  - ・ 円滑な埋火葬のための体制整備
  - ・ 患者発生時における調査、保健指導及びまん延防止対策への協力
- (7) 警察**
- ・ 社会の安全と治安の確保
  - ・ 防疫措置実施地域における警戒活動及び周辺地域における交通規制
  - ・ 医療機関等における警戒活動及び周辺における交通規制
  - ・ 国際海港、検疫所及び停留場所等における警戒活動及び周辺における交通規制、並びに感染者の密入国に対する警戒活動
  - ・ 多数死体取扱いに当たっての措置
- (8) 消防**
- ・ 救急患者及び新型インフルエンザ等患者の搬送
  - ・ 搬送に係る医療機関、保健所との連携
- (9) 指定地方公共機関**
- ・ 未発生期における業務計画及び事業継続計画の策定
  - ・ 発生時における新型インフルエンザ等対策の推進と事業の継続

#### (10) 登録事業者

- ・ 未発生期における職場の感染対策（発生時に備えた準備を含む）、重要業務の事業継続の準備、特定接種対象者数の検討・登録
- ・ 発生時における事業の継続

#### (11) 一般の事業者

- ・ 未発生期における職場の感染対策（発生時に備えた準備を含む）、重要業務の事業継続の準備
- ・ 発生時における一部事業の縮小
- ・ 特に多数の者が集まる事業を行う者は、感染防止のための措置の徹底

#### (12) 県民

- ・ 情報収集、個人レベルでの感染対策の実施  
(咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等)
- ・ 個人レベルにおける食料品・生活必需品等の備蓄

VI 発生段階別の対応	
1 未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態

### (1) 県の組織体制

- 「新型インフルエンザ等対策関係課長会議（議長：防災くらし安心部長(兼)危機管理監)」を開催し、情報の収集と提供、発生防止策の徹底、準備状況の把握と確認など、関係部局が連携し、発生に備えた対応を行う。(防災危機管理課)
- 通常業務の縮小又は停止、各課室における感染防止対策の実施、職員及び同居家族の健康状態の把握等を内容とする業務継続計画を策定する。(各所属)
- 新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。(健康福祉企画課、防災危機管理課)

### (2) 情報収集・提供

#### ① サーベイランス

##### ア 通常のインフルエンザに対するサーベイランス

- 現行の感染症発生動向調査において、定点医療機関（患者定点及び病原体定点）から報告されるインフルエンザの発生動向に十分注意を払い、異常兆候の早期把握に努める。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)
- 学校・施設等サーベイランス（インフルエンザ様疾患の集団発生報告）についても注視する。(健康福祉企画課、保健所)

##### イ 鳥インフルエンザウイルスの人への感染に対するサーベイランス

- 感染症法に基づく鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）（2類感染症）やその他の鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9を除く）（4類感染症）について、医師からの届出により全数把握する。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)

##### ウ 鳥類等における高病原性鳥インフルエンザ

- 家きん等におけるインフルエンザのサーベイランスによる監視体制をとるとともに、家きん飼養者からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する。(畜産振興課)
- 同一地点で多数の野鳥の死亡が発見された場合は、「高病原性鳥インフルエンザが疑われる死亡野鳥に係る対応マニュアル」に基づき、死骸を回収して検査する。(みどり自然課、総合支庁環境課、総合支庁家畜保健衛生課)

##### エ その他

- 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等に関する国内外の情報を、収集する。(健康福祉企画課、防災危機管理課)

## ② 情報提供・相談

- 新型インフルエンザ等対策は、通常のインフルエンザ対策の延長線上にあることから、県民に対し、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等、日ごろから一次予防の徹底を周知する。(関係課)
- 現行の感染症発生動向調査におけるインフルエンザ発生動向(定点報告)について、「山形県感染症発生情報」により情報提供(毎週)を行う。(健康福祉企画課、衛生研究所)
- 新型インフルエンザ等に関する一般的な情報について、リーフレットやホームページ、報道機関等を通じて情報提供を行う。(健康福祉企画課、衛生研究所)
- 市町村及び医療機関などの関係機関・団体に対し、新型インフルエンザ等に関する情報について周知する。(健康福祉企画課、保健所)
- 市町村に対し、海外発生期以降の相談窓口の設置について検討を要請する。(防災危機管理課、健康福祉企画課、保健所)

## (3) 予防・まん延防止対策

### ① 一般家庭

- 新型インフルエンザ等流行時、麻しんや通常のインフルエンザ等の発熱性疾患は区別がつきにくいことや、結核や百日咳等の感染症罹患者は、感染のハイリスク者となることから、通常の予防接種が重要である旨周知する。(健康福祉企画課、保健所、市町村)
- 通常のインフルエンザと同様、各個人が、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等を心がけ、可能な限り外出を控えることが、健康被害を最小限に抑えるための最善策であることを理解してもらうよう、市町村と連携して周知する。(健康福祉企画課、保健所、市町村)
- 新型インフルエンザ等が発生した場合に、自らの発症が疑わしい場合は、発生時に設置される帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰いでから受診する、感染を拡げないように不要な外出を控えることといった感染対策について事前の理解促進を図る。(健康福祉企画課、保健所、市町村)
- 新型インフルエンザ等が発生した場合、食料品や生活必需品の流通、物流に影響が出ることも予想されることから、市町村と連携して、災害時のように2週間程度の食料品・生活必需品等の備蓄を促進する。特に、流行時に品切れが予想されるマスクは、不織布(ふしょくふ)製のものを家族1人当たり25枚以上の備蓄を推奨する。(健康福祉企画課、保健所、市町村)

### ② 学校

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気

等一次予防の徹底を周知する。(高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課)

- 新型インフルエンザ流行時、通常のインフルエンザ等の発熱性疾患は区別が付きにくいことから、通常のインフルエンザワクチンの予防接種が重要である旨周知する。(高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課)
- 発生早期から長期の学校休業措置が想定されることから、休業期間における教育・管理体制の検討を行うよう要請する。また、学校等の休業の要請等の対策について周知を図る。(高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課)
- 家きんを飼養している場合は野鳥との接触回避、異常死があった場合の報告を要請する。(高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、畜産振興課他関係課)

### ③ 事業所

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 通常のインフルエンザと新型インフルエンザが同時に流行することに備え、医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種が重要である旨周知する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)

### ④ 社会福祉施設

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
- 通常のインフルエンザと新型インフルエンザ等が同時に流行することに備え、医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種について理解してもらうよう周知する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
- 施設における感染防止策、まん延期に入所者や職員等が複数発症した場合の、業務継続等管理体制を整備するよう要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
- 家きんを飼養している場合の野鳥との接触回避、異常死があった場合の報告を要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課、畜産振興課)

### ⑤ 興行施設、商業施設、公共機関、公共施設

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。また、施設の使用制限の要請等の対策について周知を図る。(関係課⇒事業者団体⇒施設等)

- 公共機関・公共施設においては、感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置等の準備をする。(関係課⇒施設等)
- ⑥ 高齢者・障がい者世帯等**
- 市町村に対し、自治会等と連携して独居又は夫婦のみで生活する高齢者の世帯、障がい者の世帯など新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれのある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な生活支援（見回り、介護、訪問看護、食料提供等）ができるよう検討を要請する。(健康福祉部関係課)
  - 市町村に対し、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるように、介護サービス事業者等と連携を図るよう要請する。(健康福祉部関係課)
  - 通常のインフルエンザと新型インフルエンザ等が同時に流行することに備え、医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種が重要である旨周知する。(健康福祉部関係課⇒市町村⇒対象者)
- ⑦ 旅行者、駐在員**
- 海外渡航予定者に対し、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(国際人材活躍・コンベンション誘致推進課、観光復活推進課)
  - 海外進出企業においては、日ごろから外務省や在外公館等から出される海外感染症発生状況等の情報収集に努め、現地で新型インフルエンザ等が発生した場合の、事業継続等の検討を要請する。(産業労働部関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- ⑧ 野鳥関係**
- 狩猟団体に対し、狩猟捕獲した鳥類を解体する際は、手袋等を着用するなど衛生的に処理し、鳥インフルエンザの感染防止に努めるよう周知する。(みどり自然課)
  - 死亡野鳥の簡易検査が陽性となった場合、県民に対して野鳥の取扱いについての注意喚起を行う。(みどり自然課)
  - 死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された場合、発生場所の消毒、立入規制、周辺住民への注意喚起や、当該死亡野鳥に接触した者等の情報収集と健康調査・監視を行う。(総合支庁、保健所)
- ⑨ 火葬場**
- 市町村の協力を得て、まん延期以降に備え、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行うよう要請する。(食品安全衛生課、市町村)
  - 個人防護具や火葬場での納体袋等の消耗品を確保できるよう準備する。(食品安全衛生課、市町村)
- ⑩ 予防接種**

- 県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。(健康福祉企画課)
- 県及び市町村は、国が作成した特定接種に係る接種体制、事業継続にかかる要件や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき事業者に対して、登録作業に係る周知を行うこと等に協力する。(関係課)
- 県及び市町村は、国が、事業者の登録申請を受付、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。(関係課)

#### (4) 積極的疫学調査の準備

- 保健所は、鳥インフルエンザ又は新型インフルエンザ等疑い事例発生に備え、あらかじめ専従となる疫学調査員を決定しておく。疫学調査員の構成の中心は、医師、保健師、食品衛生監視員等の公衆衛生専門職が適当であるが、事前研修等により他の職種の職員も考慮する。(保健所、衛生研究所)
- 衛生研究所は、県内で鳥インフルエンザ又は新型インフルエンザ患者の発生に備え、A/H5N1、H7N9等遺伝子検査に対応できる検査体制を整備する。(衛生研究所)

#### (5) 医療体制

##### ア 発生に備えた地域医療体制の整備

- 二次医療圏ごと保健所を中心に、医師会、薬剤師会、指定地方公共機関、病院等医療機関、市町村、消防、警察等の関係者からなる連絡調整対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携をとりながら、帰国者・接触者外来の設置や入院病床の確保について、役割分担を明確にし、発生段階ごとに地域医療体制を整備する。(健康福祉企画課、医療政策課、保健所)

##### (ア) 帰国者・接触者外来

- 病院、医師会、薬剤師会、市町村等と連携し、海外発生期には二次医療圏に1か所以上(感染症指定医療機関等)、国内発生期以降には概ね各市町村1か所以上の設置に向け調整する。(健康福祉企画課、保健所)
- 帰国者・接触者外来は、既存の医療機関を原則とするが、病院、医師会、市町村等と連携し、地域の実情に応じ、輪番制、当番制等の体制を検討する。(健康福祉企画課、保健所)

##### (イ) 入院病床

- 流行のピーク時、国が示す指針等に基づき、必要となる入院病床の確保について救急告示病院等医療機関と調整する。(健康福祉企画課、保健所)
  - ※ 県内発生・感染拡大期までは、患者(疑似症含む)は病状の程度にかかわらず、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に入院勧告を行う。
  - ※※入院病床は、病棟又はフロアー単位を基本とする。

- ・ 第1種感染症指定医療機関 施設数：1 病床数：2  
山形県立中央病院（2床）
- ・ 第2種感染症指定医療機関 施設数：4 病床数：18  
山形県立河北病院（6床・別棟）  
山形県立新庄病院（4床・陰圧施設）  
公立置賜総合病院（4床・陰圧施設）  
日本海総合病院（4床・陰圧施設）
- ・ 結核モデル病床を有する医療機関 施設数：1 病床数：6（陰圧施設）  
独立行政法人国立病院機構山形病院（6床・陰圧施設）

#### （ウ）新型インフルエンザ等の診療を行わない医療機関

- 地域医療維持のため透析病院、がん専門病院、産科病院等を設定する。（健康福祉企画課、医療政策課、保健所）

#### （エ）臨時の患者収容施設

- まん延期において、患者が増加し、医療機関内に収容しきれない場合を想定し、県、市町村、関係機関が協議のうえ、臨時の医療施設にあてる公共施設等を選定するとともに医療スタッフの応援体制を構築する。（健康福祉企画課、医療政策課、保健所、関係課）

#### （オ）一般医療機関における院内感染対策

- 帰国者・接触者相談センターでの相談を経ずに、帰国者・接触者外来以外の医療機関を直接受診する患者等の存在も考慮し、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。

#### イ 医療スタッフ確保・予防対策

- まん延期、極端に増加する患者への対応や欠勤者の増加等を考慮し、医療機関に対し、継続的に医療を提供するための診療継続計画の策定を要請する。（健康福祉企画課、医療政策課、県立病院課、保健所）
- 医師会、薬剤師会等医療関係団体と連携し、医療スタッフ確保等を検討する。（健康福祉企画課、地域医療支援課、保健所）
- 看護協会等と連携し、帰国者・接触者相談センターでの電話相談対応や積極的疫学調査など保健所の業務支援などを行う医療スタッフ（IHEAT要員や離職者・退職者等の応援含む）確保策を検討するとともに、医療スタッフ候補者に対して教育研修を実施する。（健康福祉企画課、地域医療支援課、保健所）
- 医療機関に対し、個人防護具の着脱等感染防止策に係る研修の実施を要請する。（健康福祉企画課、保健所、医療政策課）

## ウ 患者移送体制整備

- 県内発生・感染拡大期及びまん延期における患者移送の方法（N95等のマスク・ガウン等の着用やアルコール等による消毒の徹底、移送従事者への通常のインフルエンザワクチン予防接種等）について消防本部と調整を行う。（健康福祉企画課、保健所、消防救急課）
- 事前に消防、医療機関等と患者を迅速、適切に搬送できるよう協議し、新型インフルエンザ等流行時における患者の搬送体制を確立する。（健康福祉企画課、保健所、消防救急課）

## エ 抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材

- 国の抗インフルエンザウイルス薬備蓄目標に合わせ、タミフル、リレンザ、イナビル、ラピアクタ、ゾフルーザを計画的に備蓄する。（健康福祉企画課）
- 県は、県医師会、県薬剤師会、指定地方公共機関を含む医薬品卸業者、保健所等からなる委員会を設置し、新型インフルエンザの発生時における抗インフルエンザウイルス薬の安定供給等を図るため、次に掲げる事項を取り決める。（健康福祉企画課）
  - ① 管内の卸業者及び医療機関等の抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況等を短期間に把握する体制整備に関する事
  - ② 備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出方法に関する事
- まん延期に備え、入院患者受入医療機関が必要とする個人防護具、人工呼吸器、簡易陰圧装置等の医療資器材の整備を要請する。（健康福祉企画課）
- 医師会、市町村等により設置される帰国者・接触者外来用の個人防護具を備蓄する。（健康福祉企画課）

## (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

- 県は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染防止策、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について事業継続計画を策定する等十分な事前の準備をするよう要請する。（関係課⇒事業者団体⇒事業所）
- 市町村に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染防止策、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について事業継続計画を策定する等十分な事前の準備をするよう要請する。（防災危機管理課）
- 県は、継続すべき重要業務の選定、通常業務の縮小又は停止、各課室における感染防止対策の実施、職員の健康状態把握等を内容とする事業継続計画を策定する。（各所属）
- 県は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定地方公共機関等に対し、

緊急物資の流通や運送等の事業継続のための体制整備を要請する。(関係課)

- 県は、事業者に対し、事業を継続することに伴い、利用客が感染する危険性と、経営維持・存続のために収入を確保する必要性などを勘案して、事業継続計画を作成するよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 県は、市町村に対し、県内発生・感染拡大期、まん延期における高齢者、障がい者等の要援護者の把握と生活支援の内容や支援体制の構築等について要請する。(健康福祉部関係課)

## 2 海外発生期

## 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態

## (1) 県の組織体制

- 県は、内閣総理大臣が、内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置した場合には、知事を本部長とする県対策本部を設置する。また、国が決定する基本的対処方針に基づき、対策を協議・実施する。(防災危機管理課、総合支庁)

## (2) 情報収集・提供

## ① サーベイランス

- 国内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、国が示した届出基準（症例定義）を周知したうえで、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む）を診察した場合の届出を求め、全数把握調査の開始に備える（健康福祉企画課、保健所、衛生研究所）
- 感染拡大を早期に探知するため、インフルエンザ様疾患集団発生の監視対象を専門学校や大学等にも拡大するなど、学校・施設等サーベイランスを強化する。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)
- ウイルスサーベイランスを強化する。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)

## ② 情報提供・相談

## ア 情報提供

- 市町村及び医療機関等の関係機関・団体に対し、海外での発生状況、感染予防及び相談体制等について情報提供するとともに、必要に応じ広く県民に対し、報道機関及びホームページの「緊急情報」を通じて情報提供し、国内発生に備えた協力の要請及び注意喚起を行う。(防災危機管理課、健康福祉企画課)
- 通常のインフルエンザの発生動向について、ホームページに掲載するとともに、必要に応じ報道機関を通じて情報提供を行う。(健康福祉企画課、衛生研究所)
- 市町村に対し、住民への情報提供に努めるよう要請する。特に、まん延期において、慢性疾患患者の定期薬の長期処方や電話診療によるFAX処方等の受診方法があることを周知するよう要請する。(健康福祉企画課)
- 国から示される症例定義、診断、治療に係る方針について、医療機関等に周知する。(保健所、健康福祉企画課、医療政策課)

## イ 相談

- 県民からの問い合わせに対応するため、①健康に関する相談窓口（保健所に設置する帰国者・接触者相談センター、健康福祉企画課内）、②海外渡航等

に関する相談窓口、③県民生活に関する相談窓口、④事業者・職場のための相談窓口等を設ける。(総合支庁、保健所、関係課)

- 市町村に対して、生活相談等広範な内容に対応する相談窓口の設置について協力を要請する。(防災危機管理課、健康福祉企画課、保健所)

### (3) 予防・まん延防止対策

#### ① 一般家庭

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(健康福祉企画課、保健所、市町村)
- 新型インフルエンザに関する情報については、国及び県から随時公表されるので、正確な情報を収集し冷静に対応するよう要請する。(防災危機管理課、健康福祉企画課、保健所、市町村)
- まん延期の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう要請する。(防災危機管理課、健康福祉企画課、保健所、市町村)

#### ② 学校

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課)
- 長期の学校休業措置に備え、休業期間における教育・管理体制の確認と実施準備の要請をする。また、学校等の休業の要請等の対策について周知を図る。(高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課)
- 新型インフルエンザ等発生地域への渡航自粛を要請する。(高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課)
- 県内の各学校等に対し、発生国に留学等している在籍者への感染予防のための注意喚起、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知を要請する。(高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課)

#### ③ 事業所

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 職場における感染防止策、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について計画を確認するよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 新型インフルエンザ等発生地域への渡航自粛を要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)

**④ 社会福祉施設**

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
- 施設における感染防止策、まん延期に入所者や職員が複数発症した場合の業務継続等の管理体制の確認を行うよう要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
- 新型インフルエンザ等発生地域への渡航自粛を要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)

**⑤ 国際航空・船舶**

- 発生国からの旅客機・客船に対する検疫の集約化について、関係機関に周知する。(総合交通政策課、空港港湾課、空港事務所、港湾事務所)
- 海外からの着陸航空機及び入港船舶の情報を収集し、関係機関に提供する。(総合交通政策課、空港港湾課、空港事務所、港湾事務所)
- 海外からの着陸航空機及び入港船舶から、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、検疫所、保健所、感染症指定医療機関等との連携を確認・強化する。(総合交通政策課、空港港湾課、空港事務所、港湾事務所、消防救急課、健康福祉企画課、保健所)
- 感染が疑われる患者が乗っていた航空機・船舶の同乗者に対する積極的疫学調査を実施する。(健康福祉企画課、保健所)

**⑥ 興行施設、商業施設、公共機関、公共施設**

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(関係課⇒事業者団体等⇒施設等)
- 県内発生・感染拡大期において、施設の使用制限の要請がなされる場合があること等を周知する。(関係課⇒事業者団体等⇒施設等)

**⑦ 高齢者・障がい者世帯等**

- 市町村に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底と生活必需品を準備するよう要請する。(健康福祉部関係課⇒市町村⇒対象者)

**⑧ 旅行者、駐在員**

- 海外の新型インフルエンザ等発生状況について渡航者に情報提供する。発生地域への渡航については、やむを得ない場合を除き自粛を要請する。(観光復活

推進課⇒事業者団体)

- 海外渡航予定者に対するマスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を要請する。(観光復活推進課、国際人材活躍・コンベンション誘致推進課⇒事業者団体)
- 外務省から感染症危険情報や在外公館の情報等を収集し、発生国に駐在する従業員及びその家族等に対して、現地における安全な滞在方法や退避の方法について速やかに情報提供するよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 海外に派遣されている駐在員、日本人学校教師、海外技術協力員及び留学生等に対し、新型インフルエンザ等に関する情報を提供する。(関係課⇒派遣機関等⇒被派遣者)
- 海外の新型インフルエンザ発生地域から来県した観光客に、発熱・咳等の呼吸器症状が見られる場合は、保健所に連絡するよう、旅館・ホテル等に要請する。(食品安全衛生課、保健所⇒宿泊事業者団体⇒旅館等⇒観光客)

#### ⑨ 予防接種

- 国は、基本的対処方針を踏まえ、登録事業者の接種対象者、国家公務員に、県及び市町村は、国の基本的対処方針を踏まえ、国と連携して、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得てワクチン(※注)の特定接種を行う。(健康福祉企画課、保健所、市町村)
  - 市町村は、国と連携し、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始する。(健康福祉企画課、保健所、市町村)
  - 県は、全県民が速やかに住民接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市町村行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築準備を進めるよう市町村に対し要請する。(健康福祉企画課)
- (※注) 備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いる。発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンが確保された後にそれを用いる。その選択を含めた実際の対応については、国の基本的対処方針に従うことになる。

#### (4) 積極的疫学調査

- 積極的疫学調査(検査含む)の準備として、事前に決定された調査チームメンバー(医師、保健師、食品衛生監視員等)の確認、N95等のマスク、ゴーグル、個人防護具、消毒用携帯アルコール等の準備を行う。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)
- 積極的疫学調査(検査含む)担当者については、国の予防接種に関するガイドラインに基づき特定接種を行う。(保健所、衛生研究所)

- 積極的疫学調査担当者（検査含む）に対して、標準予防策、飛沫・接触感染予防策の徹底を図る。（保健所、衛生研究所）
- 事前に検体採取に必要なウイルス輸送培地等を準備し、保健所や感染症指定医療機関等に供給する。また、新型インフルエンザウイルス検査に即応できる体制に入る。（衛生研究所）

## （５）医療体制

### ア 医療体制の整備

#### （ア）帰国者・接触者相談センターの設置

- 各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置する。（健康福祉企画課、医療政策課、保健所）
- 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。（健康福祉企画課、医療政策課、保健所）

#### （イ）帰国者・接触者外来の設置

- 二次医療圏に1か所以上、帰国者・接触者外来を設置する。具体的には、各二次医療に整備された感染症指定医療機関等に設置する。（健康福祉企画課、医療政策課、県立病院課、保健所）

#### （ウ）一般の医療機関への協力要請

- 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、一般の医療機関においても院内感染対策を講じた上での診療体制を整備するよう要請する。（健康福祉企画課、医療政策課、保健所）
- 発生地域への渡航歴があり新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者が受診した場合は、速やかに保健所へ連絡するよう周知する。（健康福祉企画課、医療政策課、保健所）
- 国内発生に備え、慢性疾患を有する定期受診患者については、定期薬の長期処方をしておく等、患者の状態に配慮しながら、まん延期に医療機関を直接受診する機会を減らすよう要請する。（健康福祉企画課、医療政策課、県立病院課、保健所）

#### （エ）薬局への協力要請

- 長期処方された慢性疾患等を有する定期受診患者について、電話による服薬指導等を検討するほか、ファクシミリによる処方箋の応需体制を整備する。（健康福祉企画課、保健所）

※ 県内発生・感染拡大期～まん延期においては、医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等に

より調剤薬局へ送付することについて、国から具体的な対応方針が示される予定である。

#### (オ) 医療スタッフの確保・予防対策

- 国内発生に備え、極端に増加する患者への対応や欠勤者の増加等を考慮し、継続的に医療を提供するための診療継続計画の確認を要請する。(健康福祉企画課、医療政策課、県立病院課、保健所)
- 院内感染対策を強化するとともに、特に医療スタッフを守るため个人防护具の着脱等感染防止策に係る確認を要請する。(健康福祉企画課、医療政策課、県立病院課、保健所)
- 医師会、薬剤師会等医療関係団体と連携し、医療スタッフ確保を図る。(健康福祉企画課、地域医療支援課、保健所)
- 看護協会等と連携し、帰国者・接触者相談センターでの電話相談対応や積極的疫学調査など保健所の業務支援などを行う医療スタッフ(IHEAT要員や離職者・退職者等の応援含む)確保策を検討するとともに、医療スタッフ候補者に対して教育研修を実施する。(健康福祉企画課、地域医療支援課、保健所)

#### (カ) 新型インフルエンザ等の診療を行わない医療機関

- 地域医療維持のために、透析病院、がん専門病院、産科病院等は新型インフルエンザ等の診療を行わないことを県民に周知徹底する。(健康福祉企画課、医療政策課、保健所)

#### イ 患者の搬送体制整備

- 消防、医療機関等と、新型インフルエンザ等流行時における患者の搬送体制を確認し、実施準備する。(健康福祉企画課、保健所、消防救急課)

#### ウ 臨時の患者収容施設

- まん延期において、患者が増加し、医療機関内に収容しきれない場合を想定し、未発生期に選定した臨時の医療施設の医療スタッフの応援体制を確認する。(健康福祉企画課、医療政策課、保健所、関係課)

#### エ 抗インフルエンザウイルス薬・医療資器材

- 県は、未発生期に委員会で決定された新型インフルエンザの発生時における抗インフルエンザウイルス薬の安定供給に係る取り決めを確認するとともに、管内の卸業者及び医療機関等の抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況等の把握を開始する。(健康福祉企画課)
- 帰国者・接触者外来を開設する感染症指定医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材が適正かつ円滑に流通するよう調整する。(健康福祉企画課)

#### (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

- 事業所に対して、事業継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を行

うよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)

- 市町村に対して、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を行うよう要請する。(防災危機管理課)
- 指定地方公共機関等は、その業務計画を踏まえ、県及び国と連携し、事業に向けた準備を行う。(関係課)
- 登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。(関係課)
- 市町村に対し、火葬能力の限界を超えた場合、一時安置できる施設の確保準備をするよう要請する(食品安全衛生課)
- 県は、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を行う。(各所属)

## 3 国内発生早期

## 国内で新型インフルエンザ等が発生した状態

## (1) 県の組織体制

- 対策本部及び対策支部の対策班は、県内患者発生に備え準備を行う。(関係課)
- 国が県内に新型インフルエンザ等現地対策本部を設置した時は、これと連携する。(防災危機管理課、健康福祉企画課、関係課)

## 【緊急事態宣言時】

- 県は、国が県域において緊急事態宣言を行ったときは、基本的対処方針及び県の行動計画に基づき、必要な対策を実施する。(関係課)
- 市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する。

## 【本県に緊急事態宣言が発出された場合】

- 県民・関係機関への周知
- 措置に伴い、県民生活及び県民経済の安定が損なわれないよう、対策を講ずるために指定地方公共機関等と必要な連携を行う。

## (2) 情報収集・提供

## ① サーベイランス

- 新型インフルエンザ患者の全数把握調査を開始する。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)
- インフルエンザ様疾患集団発生の監視対象を拡大した学校・施設等サーベイランスを継続する。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)
- ウイルスサーベイランスを強化する(全数把握に伴うウイルス検査件数の拡大、集団発生例におけるウイルスの亜型の特定など)。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)

## ② 情報提供・相談

## ア 情報提供

- 市町村及び医療機関などの関係機関・団体に対し、国内外の患者発生情報、感染予防策、相談体制及び医療体制等について、情報提供を行うとともに、県民に対し、必要に応じ報道機関、ホームページ及びSNSを通じて情報提供し、注意喚起を行う。(防災危機管理課、健康福祉企画課、衛生研究所他関係課)
- 市町村に対し、住民への情報提供に努めるよう要請する。また、地域の相談窓口や帰国者・接触者外来、医療体制等について住民に対し周知を図るよう要請する。(防災危機管理課、健康福祉企画課)
- 国から示される新型インフルエンザ等の診断、治療に資する情報について、

医療機関等に周知する。(健康福祉企画課、医療政策課、保健所)

## イ 相談

- 相談窓口の体制を継続する。(県庁、総合支庁、保健所他関係課、市町村)

## (3) 予防・まん延防止対策

### ① 一般家庭

- 市町村に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。また、可能な限り外出及び旅行等を控えるよう要請する。(健康福祉企画課、保健所、市町村)
- 感染・発病が疑われる場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で問い合わせ、指示に従って帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。(健康福祉企画課、保健所、市町村)
- まん延期の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう要請する。(防災危機管理課、健康福祉企画課、保健所、市町村)

### ② 学校

- 新型インフルエンザ等に関する情報や、国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供する。(高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課)
- 学校の管理者に対し、児童・生徒・教職員の健康状態の把握に努め、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を図るとともに、発熱、咳等の症状のある者の早期発見と患者発生時の保健所への速やかな連絡を要請する。(高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課)
- ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課)
- 新型インフルエンザ等発生地域への旅行等の自粛を要請する。(高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課)

### ③ 事業所

- 新型インフルエンザ等に関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 事業所の管理者に対し、従業員の健康状態の把握に努め、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を図るとともに、発熱、咳等の症状のある者の早期発見と受診勧奨等を要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 新型インフルエンザ等発生地域への出張等自粛を要請する。(関係課⇒事業者

団体⇒事業所)

#### ④ 社会福祉施設

- 新型インフルエンザ等に関する情報や、国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
- 施設の管理者に対し、利用者・職員の健康状態の把握に努め、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を図るとともに発熱、咳等の症状がある者の早期発見と患者発生時の保健所への連絡について要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
- 不特定多数の者が集まる活動の自粛及び臨時休業を行うよう協力を要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
- 施設における感染防止策、まん延期に入所者や職員が複数発症した場合の業務継続等の管理体制の実施準備を要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
- 新型インフルエンザ等発生地域への旅行等自粛を要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)

#### ⑤ 国際航空・船舶

- 海外からの着陸航空機及び入港船舶の情報を収集し、関係機関に提供する。(総合交通政策課、空港港湾課、空港事務所、港湾事務所)
- 新型インフルエンザ等感染が疑われる患者が入国した場合、停留等を行う検疫所と連携するとともに、患者を感染症指定医療機関に移送する。(健康福祉企画課、保健所、消防救急課)
- 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者が乗っていた航空機・船舶の同乗者に対する積極的疫学調査を実施する。(健康福祉企画課、保健所)

#### ⑥ 興行施設、商業施設、公共機関、公共施設

- 新型インフルエンザ等に関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供するとともに、必要に応じ活動を自粛するよう協力を要請する。(関係課⇒事業者団体⇒施設等)
- 咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を要請する。(関係課⇒事業者団体⇒施設等)
- 感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置、消毒液の設置等を要請する。(関係課⇒事業者団体⇒施設等)

#### ⑦ 高齢者・障がい者世帯等

- 市町村に対し医療に関する相談及び生活支援の準備を行うよう要請する。(健康福祉部関係課⇒市町村⇒高齢者・障がい者世帯等)
- 市町村に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内・県内におけ

る通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底と周知を要請する。(健康福祉部関係課⇒市町村⇒高齢者・障がい者世帯等)

### ⑧ 旅行者、駐在員

- 国内外の新型インフルエンザ等発生状況について旅行者に情報提供する。発生地域への旅行・移動についてはやむを得ない場合を除き自粛を要請する。(観光復活推進課・国際人材活躍・コンベンション誘致推進課⇒事業者団体)
- 海外に派遣されている駐在員、日本人学校教師、海外技術協力員及び留学生等に対し、新型インフルエンザ等に関する情報を提供する。(関係課⇒派遣機関等⇒被派遣者)
- 旅行予定者に対し、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を要請するとともに、新型インフルエンザ等が疑われる症状がみられる場合は、保健所へ連絡するよう要請する。(観光復活推進課⇒事業者団体)
- 来県した観光客に新型インフルエンザ等が疑われる症状がみられる場合は、保健所に連絡するよう旅館・ホテル等に要請する。(食品安全衛生課、保健所⇒宿泊事業者団体⇒旅館等)

### ⑨ 警察

- 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の収集に努め、広報啓発活動を推進するとともに、社会の安全と治安の確保に努める。  
(県警)

### ⑩ 予防接種

- 国においてワクチンが確保された場合は、ワクチンが円滑に供給できるよう準備を行うとともに特定接種を進める。(健康福祉企画課、関係課)
- 市町村は、住民への接種順位等の基本的対処方針を踏まえ、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種(新臨時接種)を開始する。  
(健康福祉企画課、市町村)
- 接種の実施にあたっては、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより接種会場を確保し、原則として集団接種を行う。(健康福祉企画課、市町村、関係課)

#### 【本県に緊急事態宣言が発出された場合】

- 県は、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。(防災危機管理課、健康福祉企画課、保健所)
- 県は、学校、保育所、通所又は短期入所の社会福祉施設等に対し、期間を定めて施設の休業等の要請を行う。要請に応じず、必要があると認めるときに限り、

指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。(防災危機管理課、健康福祉企画課、関係課)

- 基本的対処方針を踏まえ、市町村が特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施することに対し、県は医療従事者の協力要請等について支援する。(健康福祉企画課、保健所)

#### (4) 積極的疫学調査

##### ア 症例調査

###### (ア) 症例基本情報・臨床情報調査

- 新型インフルエンザ等が疑われる患者(※)の連絡があった場合、保健所は、感染症指定医療機関と当該者の受け入れの調整を行い、速やかに衛生研究所に対して検査の実施を依頼するとともに、疫学情報や臨床情報等に関して情報収集を行う。また、検査結果が判明した場合、直ちに当該医療機関に報告する。(保健所、衛生研究所)

(※) 渡航歴や患者との接触歴、及び症状等から新型インフルエンザ等が疑われ、病原体検査の対象となった者。病原体検査が未実施又は結果が判明していないために、新型インフルエンザ等の確定患者又は疑似症患者の届出基準を満たさないが、その疑いがある者をさす。

- 上記患者の臨床情報等に関する情報を感染症サーベイランスシステムに入力し、以下の調査を速やかに実行する。調査結果を直ちに健康福祉企画課に連絡する。(保健所)

###### (イ) 症例行動調査・感染源調査

- 患者行動調査票に基づき、患者の行動及びその間の接触者に関する詳細な聴き取りを行う。(保健所)
- 患者行動調査結果に基づき、詳細な情報を把握し、接触者をリストアップし、接触者リストを作成する。接触者リストを、直ちに健康福祉企画課に送付する。(保健所)
- 調査により、当該患者が海外で感染したと判断される場合には、その旨を速やかに健康福祉企画課を通して、厚生労働省に報告する。(保健所)
- 調査の結果、感染源となっている患者が既に報告済みの場合には、その接触者調査の内容について検証する。(保健所)

##### イ 接触者調査

###### (ア) 接触者調査の範囲・方法の決定

- 接触者のリストアップを行い、接触者調査を行う範囲、優先順位、方法を決定し報告する。(保健所)
- 接触者調査を実施する必要のある者の所在地が他の保健所の管内である場合は、当該保健所に調査の実施を依頼する。(保健所)

※ 「新型インフルエンザ等が疑われる患者」との接触者：病原体検査の結果が判明していないために、確定患者又は疑似症患者と診断されていない者の接触者は、原則として調査の対象とはならない。しかし、積極的疫学調査は迅速性を確保することが重要であり、検査結果により確定患者又は疑似症患者と判明することを待って積極的疫学調査に初めて着手することが得策ではない場合も多いと予想されることから、濃厚接触者の調査を行うための接触者リストの作成等を行う。

#### (イ) 接触者調査の実施

- (ア)により決定した範囲・方法に基づき、接触者調査を行う。(保健所)
  - 接触者調査は接触者への「面接調査」とその後の「追跡調査」とする。(保健所)
  - 調査対象者等に対して、国が示す指針等に基づき確実に追跡調査を行う。(保健所)
  - 調査対象者等に対して、感染を防止するための協力を要請するとともに、新型インフルエンザ等の感染症状が認められた場合は直ちに保健所に報告する等の必要な保健指導を行う。(保健所)
  - 濃厚接触者等発症の可能性のある者に対して、同意が得られた場合は、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。(保健所)
- ※ 積極的疫学調査の結果、濃厚接触者と判明した者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う場合の実施者は、保健所等の医師(保健所長等)が想定されている。なお、海外発生期、国内発生早期、及び県内発生・感染拡大期までの段階において抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う際には、国及び都道府県の備蓄薬を使用できるとされている。
- 調査対象者に対し、厚生労働省から示された日数を目安に、必要に応じて自宅待機を求めることを検討する。(保健所)

#### (ウ) 市町村への協力要請

- 関係市町村に対して、必要に応じて接触者のリストアップ、接触者調査へ支援等を要請する。(健康福祉企画課、保健所)

#### (エ) 広域的な連携体制

- 患者又は接触者の発生が県内の一保健所の管内に集中し、当該保健所だけでは対応が困難な場合については、健康福祉企画課と協議のうえ、他の保健所へ調査チームの派遣を要請するなど、患者発生状況等に応じ、各保健所が連携して調査を行う。(健康福祉企画課、保健所)
- 患者又は接触者の発生が他の都道府県にわたる場合は、健康福祉企画課が連絡調整にあたり、厚生労働省及び他都道府県等と連携して調査を実施する。(健康福祉企画課、保健所)

## (5) 医療体制

### ア 医療体制の整備

#### (ア) 帰国者・接触者外来等の継続・拡充

- 海外発生期に各保健所に設置した帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。
- 海外発生期に2次医療圏に1か所以上（感染症指定医療機関等に）設置した帰国者・接触者外来については、県内での患者発生状況に応じて増設（概ね各市町村1か所以上設置）できるよう、感染症指定医療機関以外の病院、医師会、市町村等に対し設置を要請する。（健康福祉企画課、医療政策課、保健所、市町村）
- 新型インフルエンザ等の感染が疑われると判断した場合、直ちに保健所に連絡し、病原体検査に必要な検体の採取を行い、保健所に提出するよう要請する。（健康福祉企画課、医療政策課、県立病院課、保健所）

#### (イ) 医師会、医療機関等への協力要請

- 新型インフルエンザ等が疑われる患者が受診した場合は、直ちに保健所に連絡し、受け入れに適切な感染症指定医療機関等につき指示を受け、感染症指定医療機関等への受診指導を行うよう要請する。（健康福祉企画課、医療政策課、保健所）
- 重症者の入院医療を担当する入院患者受入医療機関に対し準備を要請する。（健康福祉企画課、医療政策課、県立病院課、保健所）

#### (ウ) 患者等への対応

- 新型インフルエンザ等と診断された者（確定患者及び疑似症患者）については、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施するものであるが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。（健康福祉企画課、医療政策課、保健所）

#### (エ) 確定診断のための検査体制

- 衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。（健康福祉企画課、医療政策課、衛生研究所）

### イ 医療スタッフの確保・予防対策

- 医療機関に対し、診療継続計画の実施を要請する。（健康福祉企画課、医療政策課、県立病院課、保健所）
- 院内感染対策を強化するとともに、特に医療スタッフを守るため個人防護具

の着脱等感染防止策に係る確認を要請する。(健康福祉企画課、医療政策課、保健所)

- 医師会、薬剤師会等医療関係団体と連携し、医療スタッフ確保について確認する。(健康福祉企画課、地域医療支援課、保健所)
- 看護協会等と連携し、帰国者・接触者相談センターでの電話相談対応や積極的疫学調査など保健所の業務支援などを行う医療スタッフ（IHEAT要員や離職者・退職者等の応援含む）確保について確認する。(健康福祉企画課、地域医療支援課、保健所)
- 必要があれば、医師、看護師等の医療従事者に対し、新型インフルエンザ等の患者（疑い含む）の医療や特定接種・住民接種を行うよう要請する。(健康福祉企画課、医療政策課、保健所)

#### ウ 患者の移送・搬送体制の整備

- 感染症法に基づく入院措置の対象となった新型インフルエンザ等患者については、原則として県が移送を行う。
- 県内発生・感染拡大期を迎えて入院措置が行われる患者が増加し、県による移送では対応しきれない場合は、消防機関等の協力が不可欠となるため、県は事前に（県内発生・感染拡大期を迎える前に）消防機関等と協議し、新型インフルエンザ等流行時における患者の移送体制の整備を進める。(健康福祉企画課、保健所、消防救急課)

#### エ 抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材

- 抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を把握し、供給体制、県備蓄薬の放出方法について確認するとともに、医療機関や薬局、医薬品卸業協会に対し適正流通を指導する。(健康福祉企画課)
- 感染症指定医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材が適正かつ円滑に流通するよう調整する。(健康福祉企画課)

#### 【本県に緊急事態宣言が発出された場合】

- 医療機関又は医薬品の販売業者等である指定地方公共機関は、医療又は医薬品の販売等を確保するために必要な措置を講ずる。(健康福祉企画課、医療政策課)

#### (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

- 事業所に対して、事業継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を強化するよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 県民に対し、食料品や生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品や生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。(防災危

機管理課、関係課)

- 社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続計画に基づく重要業務の継続に努めるよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 市町村に対して、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を強化し、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小体制について準備を行うよう要請する。(防災危機管理課)
- 県は、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策を強化するとともに、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小体制について準備を行う。(各所属)

#### 【本県に緊急事態宣言が発出された場合】

上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。

##### ① 事業者の対応等

指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供ならびに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組みを行う。(関係課)

##### ①-2 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者並びにLPガス販売事業者である指定地方公共機関は、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定地方公共機関は、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(関係課)

##### ①-3 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定地方公共機関はそれぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営むもの及び一般信書便事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の配達確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。(関係課)

##### ② サービス水準に係る国民への呼びかけ

国が、事業者のサービス提供水準にかかる状況の把握を開始し、国民に対して、

サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけることを受けて、県は国と連携し、県民への呼びかけを行う。(関係課)

③ 緊急物資の運送等

- ・ 県は、運送事業者である指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。(関係課)
- ・ 県は、医薬品等販売業者である指定地方公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。(健康福祉企画課)
- ・ 上記の要請に正当な理由がないにもかかわらず応じないときは、県は必要に応じ指定地方公共機関に対して輸送又は配送を指示する。(関係課)

④ 生活関連物資等の価格の安定等

県及び市町村は、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係課)

⑤ 犯罪の予防・取締り

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。(県警)

**4 県内発生・感染拡大期** 県内で新型インフルエンザ等が発生し、感染拡大傾向にあるが、患者の感染経路等を疫学調査で追うことができる状態。

**(1) 県の組織体制**

- 対策本部及び対策支部は、的確な情報収集を実施し、県民、関係機関、事業所等に対して迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、感染拡大防止や社会・経済機能の維持を図る。(関係課)

**(2) 情報収集・提供**

**① サーベイランス**

- 国内発生早期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握調査を実施する。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)
  - ※ 県内での患者発生が増加し、患者の感染経路等が疫学調査で追えなくなるなど、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制へと変更した際(まん延期の段階)には、全数把握調査を中止し、通常のサーベイランス(インフルエンザ定点医療機関からの週報)に戻す。
- インフルエンザ様疾患の集団発生の監視(学校・施設等サーベイランス)は、季節性インフルエンザの流行時と同様の対応に戻す。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)
- ウイルスサーベイランスは、県内の患者数が増加した段階で、入院患者等の重症例に限定してウイルスの亜型や抗インフルエンザウイルス薬に対する感受性の検査等を行う体制に変更する。

**② 情報提供・相談**

**ア 情報提供**

- 市町村及び医療機関などの関係機関・団体に対する情報提供を継続する。(防災危機管理課、健康福祉企画課、衛生研究所他関係課)
- 市町村に対し、住民への情報提供を強化するよう要請する。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供するよう要請する。(防災危機管理課、健康福祉企画課)
- 国から示される新型インフルエンザ等の診断、治療に資する情報について、医療機関に周知する。(健康福祉企画課、保健所、医療政策課)

**イ 相談**

- 相談窓口の体制を強化する。(県庁、保健所、総合支庁、市町村)

**(3) 予防・まん延防止対策**

県内で患者が発生し感染が拡大しつつある段階では、新型インフルエンザ等の予

防及び感染拡大防止のために、以下の対策を実施する。ただし、患者数が増加し感染の機会が拡大するにつれて感染拡大防止効果は低下することから、県内の患者発生状況に応じてそれぞれの対策を緩和する。

① 患者や濃厚接触者等への対応

- 感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。（健康福祉企画課、医療政策課、保健所）
- 外出自粛（自宅待機）要請の期間は、国が示す指針等に基づいた期間とする。（健康福祉企画課、医療政策課、保健所）

② 一般家庭

- 市町村に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。また、可能な限り外出及び旅行等を控えるよう要請する。（健康福祉企画課、保健所、市町村）
- 感染・発病が疑われる場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で問い合わせ、指示に従って帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。（健康福祉企画課、保健所、市町村）
- まん延期の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう要請する。（防災危機管理課、健康福祉企画課、保健所、市町村）

③ 学校

- 学校保健安全法に基づく臨時休業については、通常の季節性インフルエンザより病原性や感染性が高いことを想定して、より欠席者が少ない段階から基本的対処方針による期間等を参考に実施するよう学校の設置者に要請する。（要請内容：欠席率10%を目安に休業期間を1週間 等）（高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課）
- 学校の設置者に対し、新型インフルエンザ等に関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供する。（高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課）
- 長期の学校休業期間における教育・管理体制への移行を要請する。（高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課）
- 大学等に対し、必要に応じ、休業も含め、できる限り感染拡大をしないための運営方法の工夫を要請する。（関係課）
- 医療機関における混乱を回避するため、学校の管理者が生徒等に対し、「新型インフルエンザ等に罹患していないことの証明」等を求めることのないよう要請する。（教育局関係課他関係課）

#### ④ 事業所

- 不要不急の会議、研修、行事・イベント、旅行等の自粛を要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 新型インフルエンザ等に関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 事業所の管理者に対し、従業員の健康状態の把握に努め、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を図るとともに、発熱、咳等の症状のある者の早期発見と保健所への連絡について勧奨を行うよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 学校・保育施設等の臨時休業の影響により、保護者(従業員)が休暇を取得せざるを得ない場合には、十分配慮するよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 医療機関における混乱を回避するため、事業所の管理者が職員等に対し、「新型インフルエンザ等に罹患していないことの証明」等を求めることのないよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)

#### ⑤ 社会福祉施設

- 不要不急の会議、研修、行事・イベント、旅行等の自粛を協力要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
- 発熱、咳等の症状のある者の面会・訪問等を制限し、施設内への新型インフルエンザ等持ち込み防止について協力を求めるよう要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
- 新型インフルエンザ等に関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
- 施設の管理者に対し、職員の健康状態の把握に努め、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を図るとともに発熱、咳等の症状のある者の早期発見と保健所への連絡について勧奨を行うよう要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
- 施設における感染防止策、まん延期に入所者や従事者が複数発症した場合の業務継続等の管理体制への移行を要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)

#### ⑥ 国際航空・船舶

- 海外からの着陸航空機及び入港船舶の情報を収集し、関係機関に提供する。(総合交通政策課、空港港湾課、空港事務所、港湾事務所)
- 新型インフルエンザ等感染が疑われる患者が入国した場合、停留等を行う検疫所と連携するとともに、患者を感染症指定医療機関に移送する。(健康福祉企

画課、保健所、消防救急課)

- 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者が乗っていた航空機・船舶の同乗者に対する積極的疫学調査を実施する。(健康福祉企画課、保健所)

**⑦ 興行施設、商業施設、公共機関、公共施設**

- 新型インフルエンザ等に関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供するとともに、活動を自粛するよう協力を要請する。(関係課⇒事業者団体⇒施設等)
- 咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を要請する。(関係課⇒事業者団体⇒施設等)
- 感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置、消毒液の設置等を要請する。(関係課⇒事業者団体⇒施設等)

**⑧ 高齢者・障がい者世帯等**

- 市町村に対し、医療に関する相談・支援を行うよう要請する。(健康福祉部関係課⇒市町村)
- 咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を要請する。(健康福祉部関係課⇒市町村⇒高齢者・障がい者世帯等)
- 在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるよう、介護の際に新型インフルエンザ等を感染させることのないよう、また、自宅で死亡した患者への対応を行うよう、市町村保健・福祉主管課、介護サービス事業者等の間で指導連携の徹底を要請する。(健康福祉部関係課)

**⑨ 旅行者、駐在員**

- 国内外の新型インフルエンザ等発生状況について旅行者に情報提供する。発生地域への旅行・移動についてはやむを得ない場合を除き自粛を要請する。(観光復活推進課・国際人材活躍・コンベンション誘致推進課⇒事業者団体)
- 海外に派遣されている駐在員、日本人学校教師、海外技術協力員及び留学生等に対し、新型インフルエンザ等に関する情報を提供する。(関係課⇒派遣機関等⇒被派遣者)
- 旅行予定者に対し、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を要請する。(観光復活推進課⇒事業者団体)
- 外務省から感染症危険情報や在外公館の情報等を収集し、発生国に駐在する従業員及びその家族等に対して、現地における安全な滞在方法や退避の方法について速やかに情報提供するよう要請する。(観光復活推進課⇒関係課⇒事業者団体⇒事業所)

**⑩ 警察**

- 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の収集に努め、広報啓発活動を推進するとともに、社会の安全と治安の確保に努める。

(県警)

⑪ 予防接種

- ワクチンが円滑に供給できるよう準備を行うとともに特定接種を進める。(健康福祉企画課、関係課)
- 市町村は、住民への接種順位等の基本的対処方針の変更等を踏まえ、関係者の協力を得て、住民接種(新臨時接種)を継続する。(健康福祉企画課、市町村)
- 接種の実施にあたっては、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより接種会場を確保し、原則として集団接種を行う。(健康福祉企画課、市町村、関係課)

【本県に緊急事態宣言が発出された場合】

- 県は、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。(防災危機管理課、健康福祉企画課、保健所)
- 県は、学校、保育所、通所又は短期入所の社会福祉施設等に対し、期間を定めて施設の休業等の要請を行う。要請に応じず、必要があると認めるときに限り、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。(防災危機管理課、健康福祉企画課、関係課)
- 基本的対処方針の変更を踏まえ、市町村が特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施することに対し、県は医療従事者の協力要請等について支援する。(健康福祉企画課、保健所)

(4) 積極的疫学調査

- 国内発生早期に引き続き、実施する。(保健所)
- 積極的疫学調査の結果、濃厚接触者と判明した者に対しては、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。ただし、県内での患者発生が増加し、患者の感染経路等が疫学調査で追えなくなるなど、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制へと変更した際には、患者の治療に抗インフルエンザ薬を優先的に使用することになるため、予防投与の対象は、患者の同居者等に限定して実施する。(健康福祉企画課、医療政策課、保健所)

(5) 医療体制

ア 医療体制の整備

(ア) 帰国者・接触者外来等

- 保健所に設置した帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続するとともに、県内の患者発生状況に応じて、帰国者・接触者外来を増設する。

(病院、医師会、市町村等に要請し、概ね各市町村1か所以上に設置する。)

(健康福祉企画課、医療政策課、保健所)

- 県内での患者発生が増加し、患者の感染経路等が疫学調査で追えなくなるなど、患者の受診先の集約化による感染拡大防止対策の効果が低いと判断された際には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制へと変更する。(健康福祉企画課、医療政策課、保健所)

#### (イ) 医師会、医療機関等への協力要請

- 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者が受診した場合、直ちに保健所に連絡し、受け入れに適切な感染症指定医療機関等につき指示を受け、感染症指定医療機関等への受診指導を行うよう要請する。(健康福祉企画課、医療政策課、保健所)
- 入院患者受入医療機関に対し、治療計画の見直しを進め、病床の確保を図るよう要請する。(健康福祉企画課、医療政策課、県立病院課、保健所)
- 帰国者・接触者外来の増設にあたって、その設置・運営に協力するよう要請する。(健康福祉企画課、医療政策課、保健所)

#### (ウ) 患者等への対応

- 新型インフルエンザ等と診断された者(確定患者及び疑似症患者)については、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。  
(この措置は、病原性が高い場合に実施するものであるが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。)(健康福祉企画課、保健所)
- 県内で新型インフルエンザ等の患者数が増加し、患者の受診先の集約化によるまん延防止対策の効果が低いと判断された際には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制へと変更する際に、感染症法による入院措置も中止する。

#### (エ) 確定診断のための検査体制

- 衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。ただし、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。(健康福祉企画課、衛生研究所)

#### イ 医療スタッフの確保・予防対策・健康管理

- 各医療機関に対し、医療スタッフに対する感染防御対策と健康管理を徹底するよう要請する。(健康福祉企画課、保健所、医療政策課、県立病院課)
- 医師会、薬剤師会等医療関係団体と連携し、医療スタッフを確保する。(健康福祉企画課、保健所、地域医療支援課)
- 看護協会等と連携し、帰国者・接触者相談センターでの電話相談対応や積極的疫学調査など保健所の業務支援などを行う医療スタッフ(IHEAT要員や離職者・

退職者等の応援含む)を確保する。(健康福祉企画課、保健所、地域医療支援課)

- 診療継続計画の継続実施を要請する。(健康福祉企画課、保健所、医療政策課、県立病院課)

#### ウ 患者の移送・搬送体制の強化

- 感染症法に基づく入院措置の対象となった新型インフルエンザ等患者については、原則として県が移送を行う。(健康福祉企画課、保健所)
- 入院措置を行う患者数が多くなり、県による移送だけでは対応できないと判断された場合は、消防機関等の協力を得て、感染症指定医療機関等への移送を行う。県内での患者数が増加し、感染症法による入院措置を中止した場合、その後発生した新型インフルエンザ等の救急患者については、消防機関が医療機関への搬送を行う。(健康福祉企画課、保健所、消防救急課)
- 各消防機関に対し、移送及び搬送時における感染防御対策を徹底するよう要請する。(健康福祉企画課、保健所、消防救急課)

#### エ 抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材

- 感染症指定医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材が適正かつ円滑に流通するよう調整する。(健康福祉企画課)
- 流通している抗インフルエンザウイルス薬の在庫量が一定量以下になった時点で、県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を、医薬品卸業協会を通じて、帰国者・接触者外来及び感染症指定医療機関等に配送する。なお、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用状況及び在庫状況を経時的に厚生労働省に報告する。(健康福祉企画課)
- まん延期に抗インフルエンザウイルス薬の不足が見込まれる場合には、厚生労働省に対し県内への供給調整を依頼する。(健康福祉企画課)

### (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

- 事業所に対して、事業継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を強化するよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 県民に対し、食料品や生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品や生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。(防災危機管理課、関係課)
- 社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続計画に基づく重要業務の継続に努めるよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 市町村に対して、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を強化し、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小体制について準備を行うよう要請する。(防災危機管理課)

- 県は、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策を強化するとともに、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小体制について準備を行う。(各所属)

【本県に緊急事態宣言が発出された場合】

上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。

① 事業者の対応等

指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供ならびに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組みを行う。(関係課)

①-2 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者並びにLPガス販売事業者である指定地方公共機関は、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定地方公共機関は、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(関係課)

①-3 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定地方公共機関はそれぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営むもの及び一般信書便事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の配達確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。(関係課)

② サービス水準に係る国民への呼びかけ

国が、事業者のサービス提供水準にかかる状況の把握を開始し、国民に対して、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけることを受けて、県は国と連携し、県民への呼びかけを行う。(関係課)

③ 緊急物資の運送等

- ・ 県は、運送事業者である指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。(関係課)
- ・ 県は、医薬品等販売業者である指定地方公共機関に対し、医薬品又は医療機

器の配送を要請する。(健康福祉企画課)

- ・ 上記の要請に正当な理由がないにもかかわらず応じないときは、県は必要に応じ指定地方公共機関に対して輸送又は配送を指示する。(関係課)

④ 生活関連物資等の価格の安定等

県及び市町村は、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係課)

⑤ 犯罪の予防・取締り

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。  
(県警)

## 5 まん延期

県内で感染が拡大し、患者の感染経路等を疫学調査で追うことができなくなった状態。

## (1) 県の組織体制

- 対策本部及び対策支部は、引き続き的確な情報収集を実施し、県民、関係機関、事業所等に対して迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、感染拡大防止や社会・経済機能の維持を図る。(関係課)

## 【本県に緊急事態宣言が発出された場合】

- 県は上記に加え、基本的対処方針に基づき、緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

## (2) 情報収集・提供

## ① サーベイランス

- 患者の全数把握調査を中止し、通常のコサーベイランス(インフルエンザ定点医療機関からの週報)を実施する。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)
- インフルエンザ様疾患の集団発生の監視(学校・施設等サーベイランス)は、季節性インフルエンザの流行時と同様の方式で行う。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)
- ウイルスサーベイランスは、入院患者等の重症例に限定してウイルスの亜型や抗インフルエンザウイルス薬に対する感受性の検査等を行うなど、優先度を考慮して実施する。(衛生研究所)

## ② 情報提供・相談

## ア 情報提供

- 市町村及び医療機関などの関係機関・団体に対する情報提供を継続する。(防災危機管理課、健康福祉企画課、衛生研究所他関係課)
- 市町村に対し、住民への情報提供の継続と地域の医療体制についての周知を要請する。(防災危機管理課、健康福祉企画課)
- 国から示される新型インフルエンザ等の診断、治療に資する情報について、医療機関に周知する。(健康福祉企画課、保健所、医療政策課)
- 市町村に対し、重症者のみ入院加療とし、軽症者は自宅療養することを住民に周知するよう要請する。(防災危機管理課、健康福祉企画課)

## イ 相談

- 県内発生・感染拡大期に強化した相談窓口の体制を維持する。(県庁、総合支庁、保健所、市町村)

### (3) 予防・まん延防止対策

#### ① 患者や濃厚接触者等への対応

- 患者については、感染症法に基づく入院措置の対象とならない。しかし、入院を必要とする重症患者以外は自宅療養が基本となるので、自宅療養期間（発症した日の翌日から7日を経過するまで、又は解熱した日の翌々日までのいずれか長い方）の指導を継続する。（健康福祉企画課、保健所）
- 患者の濃厚接触者を特定しての措置（接触者への外出自粛要請、健康観察等）は中止する。（健康福祉企画課、保健所）

#### ② 一般家庭

- 市町村に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。また、可能な限り外出及び旅行等を控えるよう要請する。（健康福祉企画課、保健所、市町村）

#### ③ 学校

- 学校の設置者に対し、不特定多数の者が集まる活動の自粛、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう協力を求める。（高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課）
- 新型インフルエンザ等に関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供する。（高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課）
- 長期の学校休業期間における教育・管理体制への移行を要請する。（高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課）
- 大学等に対し、必要に応じ、休業も含め、できる限り感染拡大をしないための運営方法の工夫を要請する。（関係課）
- 医療機関における混乱を回避するため、学校の管理者が生徒等に対し、「新型インフルエンザ等に罹患していないことの証明」等を求めることのないよう要請する。（高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課）

#### ④ 事業所

- 不要不急の会議、研修、行事・イベント、旅行等の自粛を要請する。（関係課⇒事業者団体⇒事業所）
- 新型インフルエンザ等に関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供する。（関係課⇒事業者団体⇒事業所）
- 事業所の管理者に対し、従業員の健康状態の把握に努め、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を図るとともに、発熱、咳等の症状のある者の早期発見と受診勧奨を行うよう要請する。（関係課⇒事業者団体⇒事業所）

- 社会機能の維持に関わる事業者に対し、重要業務の継続に努めるよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
  - 学校・保育施設等の臨時休業の影響により、保護者(従業員)が休暇を取得せざるを得ない場合には、十分配慮するよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
  - 医療機関における混乱を回避するため、事業所の管理者が職員等に対し、「新型インフルエンザ等に罹患していないことの証明」等を求めることのないよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- ⑤ 社会福祉施設**
- 不要不急の会議、研修、行事・イベント、旅行等の自粛を要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
  - 発熱、咳等の症状のある者の面会・訪問等を制限し、施設内へのインフルエンザ持ち込み防止について協力を求めるよう要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
  - 新型インフルエンザ等に関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
  - 施設の管理者に対し、職員の健康状態の把握に努め、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を図るとともに、発熱、咳等の症状のある者の早期発見との受診勧奨を行うよう要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
  - 施設における感染防止策、まん延期に入所者や従事者が複数発症した場合の業務継続等の管理体制の移行を要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
- ⑥ 国際航空・船舶**
- 海外からの着陸航空機及び入港船舶の情報を収集し、関係機関に提供する。(総合交通政策課、空港港湾課、空港事務所、港湾事務所)
  - 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者が入国した場合、検疫所と連携して対応する。(健康福祉企画課、保健所)
- ⑦ 興行施設、商業施設、公共機関、公共施設**
- 新型インフルエンザ等に関する情報や国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供するとともに、活動を自粛するよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒施設等)
  - 咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を要請する。(関係課⇒事業者団体⇒施設等)
  - 感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措

置、消毒液の設置等を要請する。(関係課⇒事業者団体⇒施設等)

⑧ 高齢者・障がい者世帯等

- 市町村に対し、医療に関する相談・支援を行うよう要請する。(健康福祉部関係課⇒市町村⇒高齢者・障がい者世帯等者)
- 咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を要請する。(健康福祉部関係課⇒市町村⇒高齢者・障がい者世帯等)
- 在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるよう、介護の際にインフルエンザを感染させることのないよう、また、自宅で死亡した患者への対応を行うよう、市町村保健・福祉主管課、介護サービス事業者等の中で指導連携の徹底を要請する。(健康福祉部関係課)
- 市町村に対し、速やかに必要な生活支援（見回り、介護、訪問看護、食料提供等）を行うよう要請する。(健康福祉部関係課⇒市町村⇒高齢者・障がい者世帯等)

⑨ 旅行者、駐在員

- 国内外の新型インフルエンザ等発生状況について旅行者に情報提供する。発生地域への旅行・移動についてはやむを得ない場合を除き自粛を要請する。(観光復活推進課⇒事業者団体⇒事業所)
- 旅行予定者に対し、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底及び発熱、咳等の症状がある場合、旅行自粛を要請するとともに、医療機関を受診するよう要請する。(観光復活推進課⇒事業者団体⇒事業所)
- 海外に派遣されている駐在員、日本人学校教師、海外技術協力員及び留学生等に対し、新型インフルエンザ等に関する情報を提供する。(関係課)

⑩ 火葬場

- 可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。(食品安全衛生課、保健所、市町村)
- 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するとともに、火葬の広域対応について検討する。(食品安全衛生課、保健所、市町村)

⑪ 警察

- 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の収集に努め、広報啓発活動を推進するとともに、社会の安全と治安の確保に努める。  
(県警)

⑫ 予防接種

- 国内発生早期～県内発生・感染拡大期の対策を継続する。

## 【本県に緊急事態宣言が発出された場合】

上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を行う。

- 県は、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。(防災危機管理課、健康福祉企画課、保健所)
- 県は、学校、保育所、通所又は短期入所の社会福祉施設等に対し、期間を定めて施設の休業等の要請を行う。要請に応じず、必要があると認めるときに限り、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。(防災危機管理課、健康福祉企画課、関係課)
- 住民接種については、国内発生早期の対策を継続し、市町村が基本的対処方針の変更を踏まえ実施する予防接種に対し、県は支援する。(健康福祉企画課、医療政策課)

## (4) 積極的疫学調査

- 積極的疫学調査を中止する。(健康福祉企画課、保健所)

## (5) 医療体制

## ア 医療体制の整備

- 帰国者・接触者外来の中止、及び感染症法に基づく入院措置の中止に伴い、原則として全ての医療機関（透析病院、がん専門病院、産科病院等を除く）に対し、新型インフルエンザ患者（疑い例を含む）の治療を要請する。(健康福祉企画課、保健所、医療政策課)
- 国が示す指針等に基づき必要となる入院患者受入病床の確保を要請する。(健康福祉企画課、保健所)
- 入院治療は原則として重症者（重度の肺炎や呼吸機能の低下等を認め、医学的に入院が必要と判断される新型インフルエンザ患者）を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう周知する。(健康福祉企画課、保健所、医療政策課、県立病院課)
  - ※ 医師が在宅療養患者に対する電話診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により調剤薬局へ送付する方法について、国から示される基本的対処方針を周知する。
- 入院治療の必要な重症者について、直ちに保健所に連絡するよう要請する。(健康福祉企画課、医療政策課、保健所)
- 医療機関の人的被害及び医療資器材の在庫状況を確認し、新型インフルエンザやその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。(健康福祉企画課、保健所、医療政策課、県立病院課)

## イ 入院の調整

- 入院患者の極端な増加が予想されることから、重症者の入院が優先的に行われるよう医療機関の空床状況把握に努め各医療機関、保健所、消防本部が連携して調整を図る。(健康福祉企画課、保健所、医療政策課、消防救急課)

## ウ 医療スタッフの確保・予防対策・健康管理

- 医師会、薬剤師会等医療関係団体と連携し、医療スタッフを確保する。(健康福祉企画課、保健所、地域医療支援課)
- 各医療機関に対し、医療スタッフに対する感染防御対策と健康観察を要請する。(健康福祉企画課、保健所、医療政策課、県立病院課)
- 患者の増大により抗インフルエンザウイルス薬の不足が予測されることから、予防投与は原則中止し、感染防御対策を徹底するよう要請する。(健康福祉企画課)

## エ 患者の搬送体制の強化

- 救急搬送される患者が増大することから、患者を迅速に適切な医療機関へ搬送できるよう、積極的に情報共有等の連携を行う。(健康福祉企画課、保健所、消防救急課)
- 各消防機関に対し、感染防御対策を徹底するよう要請する。(健康福祉企画課、保健所、消防救急課)

## オ 抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材

- 県内で、抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材が適正かつ円滑に流通するよう調整する。(健康福祉企画課)
- 流通している抗インフルエンザウイルス薬の在庫量が一定量以下になった時点で、県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を医薬品卸業協会を通じて供給する。なお、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用状況及び在庫状況を経時的に厚生労働省に報告し、流通が不足する場合、厚生労働省に補充を要請する。(健康福祉企画課)

### 【本県に緊急事態宣言が発出された場合】

上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### ① 医療等の確保

医療機関並びに医薬品もしくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関は、医療又は医薬品もしくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。(健康福祉企画課、医療政策課)

#### ② 臨時の医療施設における医療の提供等

県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピ

一クを超えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により、順次閉鎖する。(健康福祉企画課、医療政策課、関係課)

## (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

- 事業所に対して、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を講じるよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 県民に対し、食料品や生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。(防災危機管理課、関係課)
- 県は、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策を強化するとともに、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小の実施状況を把握する。(各所属)

### 【本県に緊急事態宣言が発出された場合】

#### ① 業務の継続等

指定地方公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、国が行う当該事業継続のための法令の弾力的運用について、必要に応じ、周知を行う。(関係課)

#### ② 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者並びにLPガス販売事業者である指定地方公共機関は、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定地方公共機関は、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(関係課)

#### ③ 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定地方公共機関はそれぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営むもの及び一般信書便事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の配達確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。(関係課)

## ④ サービス水準に係る国民への呼びかけ

国が、事業者のサービス提供水準にかかる状況の把握に努め、国民に対して、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけることを受けて、県は国と連携し、県民への呼びかけを行う。(関係課)

## ⑤ 緊急物資の運送等

- ・ 県は、運送事業者である指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。(関係課)
- ・ 県は、医薬品等販売業者である指定地方公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。(健康福祉企画課)
- ・ 上記の要請に正当な理由がないにもかかわらず応じないときは、県は必要に応じ指定地方公共機関に対して輸送又は配送を指示する。(関係課)

## ⑥ 物資の売渡しの要請等

- ・ 県は医薬品や食品等について、所有者に対し、売渡しを要請する。必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売り渡しにかかる同意を得る。なお、当該物資が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。(関係課)
- ・ 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ県内の事業者に対し、特定物資の保管を命じる。(関係課)

## ⑦ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 県及び市町村は、県民生活及び県民経済安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(関係課)
- ・ 県及び市町村は、生活関連物資等の受給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係課)
- ・ 県及び市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または、生ずる恐れがあるときは、それぞれの行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。(関係課)

## ⑧ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

国が、市町村に対し在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、食料提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請することを受けて、県は市町村の支援を行う。(健康福祉部内各課)

## ⑨ 犯罪の予防・取締り

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

(県警)

## ⑩ 埋葬・火葬の特例等

- ・ 県は、以下の状況時に迅速に市町村に繋ぎ、連携し、必要な支援を行う。(食品安全衛生課)

ア 国が県を通じ、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬させるよう要請したとき。

イ 国が県を通じ、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請したとき。

ウ 埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合に、国が当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続きの特例を定めたとき。

- ・ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送等を実施する。

以下は、各機関と情報交換を図り、必要な関係機関へ繋ぐとともに、必要に応じて県民への情報提供を行う。(関係課)

## ① 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保存等

行政上の権利利益満了日の延長、期限内に履行されなかった義務に係る免責、金銭債務の支払い猶予等の措置の創設(内閣官房、関係省庁)

## ② 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

- ・ 政府金融機関等は償還期限又は措置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の提言等の措置を講ずるよう努める。

- ・ 日本政策金融公庫等は、影響を受ける中小企業及び農林漁業者等の経営の維持安定を支援するため、特別な融資を実施する等の措置を講ずるよう努める。

- ・ 日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の主務大臣による認定が行われた時は、同行で定める指定金融機関が、当該緊急事態による被害に対処するために必要な資金の貸付、手形の割引等の危機対応業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、危機対応円滑化業務を実施する。

## ③ 金銭債務の支払猶予

国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、経済の秩序が混乱する恐れがある場合には、その対応策を速やかに検討する。

## ④ 通貨及び金融の安定

日本銀行は、通貨及び金融の調整、金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講ずる。

## 6 小康期

## 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

## (1) 県の組織体制

- 対策本部及び対策支部の体制の縮小、解除時期を検討する。(関係課)
- 第二波等に備え、対策本部・対策支部の実施体制及び業務継続体制について検討する。(関係課)

## ① 緊急事態解除宣言

国が緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、対策を縮小・中止する。

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じて行動計画の見直しを行う。

## ② 政府対策本部が廃止された時は、速やかに県対策本部を廃止する。

## (2) 情報収集・提供

## ① サーベイランス

- 通常のサーベイランス（インフルエンザ定点医療機関からの週報）を実施する。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)
- 流行の第二波（再流行）を早期に探知するため、インフルエンザ様疾患の集団発生の監視（学校・施設等サーベイランス）を、季節性インフルエンザの流行時と同様の方式で行う。

## ② 情報提供・相談

## ア 情報提供

- 市町村及び医療機関などの関係機関・団体に対し、引き続き情報提供を行うとともに、流行の第二波に備え、患者発生状況、相談体制及び医療体制等について、必要に応じ報道機関を通じて情報提供を行う。(健康福祉企画課、防災危機管理課)
- 市町村に対し、住民への情報提供を要請する。(健康福祉企画課、防災危機管理課)
- 情報提供体制を評価し、流行の第二波に向けた見直しを行う。(健康福祉企画課、防災危機管理課)
- 国から示される症例定義、診断、治療に係る方針について、医療機関に周知する。(健康福祉企画課、医療政策課、保健所)

## イ 相談

- 状況を見ながら、相談窓口等を縮小する。(県、市町村)

(3) 予防・まん延防止対策

① 学校

- 閉鎖解除の時期を周知するとともに第二波に備えた感染防止対策の維持について要請する。(高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課)

② 事業所

- 終息に向けた業務の復旧を図りつつ、第二波等に備えた感染防止対策の維持について要請する。(関係課)

③ 社会福祉施設

- 終息に向けた業務の復旧を図りつつ、第二波等に備えた感染防止対策の維持について要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)

④ 国際航空・船舶

- 終息に向けた業務の復旧を図りつつ、第二波等に備えた感染防止対策の維持について要請する。(関係課)

⑤ 興行施設、商業施設、公共機関、公共施設

- 終息に向けた業務の復旧を図りつつ、第二波等に備えた感染防止対策の維持について要請する。(関係課)

⑥ 高齢者・障がい者世帯等

- 終息に向けた業務の復旧を図りつつ、第二波等に備えた感染防止対策と生活支援について要請する。(健康福祉部関係課⇒市町村⇒高齢者・障がい者世帯等)

⑦ 旅行者、駐在員

- 終息に向けた業務の復旧を図りつつ、第二波等に備えた感染防止対策の維持について要請する。(関係課)

⑧ 予防接種

- 流行の第二波に備えて、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(健康福祉企画課、市町村)

【本県に緊急事態宣言が発出された場合】

予防接種

市町村は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(4) 医療対策

- 新型インフルエンザ等の発生状況を見ながら、国の基本的対処方針等も踏まえ、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すなど、医療体制の見直しを行う。(健康福祉企画課、保健所、医療政策課)
- 医療機関等に対し、不足している医療資器材及び医薬品の確保について要請す

る。(健康福祉企画課、医療政策課)

- 新型インフルエンザ等の流行による被害を把握し、分析する。(健康福祉企画課、防災危機管理課、関係課)

**【本県に緊急事態宣言が発出された場合】**

必要に応じ、まん延期に講じた措置を適宜縮小する。

**(5) 県民生活及び県民経済の安定の措置**

- 事業所に対して、小康状態においても感染防止策の徹底を要請する。(関係課)
- 市町村に対して、第二波に備えた体制等について検討を行うよう要請する。(防災危機管理課)

**【本県に緊急事態宣言が発出された場合】**

- ① 業務の再開
  - ・ 県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な業務への重点化のために中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。
  - ・ 県は、指定地方公共機関に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。(関係課)
- ② 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資
- ③ 県、市町村及び指定地方公共機関は、国と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

## Ⅶ 特定接種の対象となる業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

### (1) 特定接種の登録事業者

#### A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、独立行政法人国立病院機構の病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

#### B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービ	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
		ス事業（通所、短期入所を除く）、障害者支援施設、障害児入所支援、救護施設、児童福祉施設		
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品(LPGガスを含む)の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品(缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。)の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品(石けん、洗剤、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
			袋、衛生用品をいう。以下同じ。)の販売	
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理とする。

## (2) 特定接種の対象となり得る地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

### 区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
都道府県対策本部の事務	区分1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	—
地方議会の運営	区分1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分1	—

**区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務**

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	警察庁
救急 消火、救助等	区分1 区分2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため 船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

**区分3：民間の登録事業者と同様の業務**

(1) の新型インフルエンザ等医療、重大緊急医療系、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

## Ⅷ 低病原性であることが判明した場合の対応

本行動計画は、高病原性の鳥インフルエンザに由来する新型インフルエンザ（A/H5N1、H7N9）を念頭に置いている。しかしながら、2009年4月、北米に端を発した豚由来の新型インフルエンザ（A/H1N1）は、人に免疫がないため感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しているという特徴（低病原性）を持ち、想定していた健康被害の程度とは異なっていた。

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されるので、病原性が低いことが判明していない限り、基本的には高病原性に準拠した対策を実施する。

低病原性と判明した場合は、医療体制や学校・保育施設等の臨時休業をはじめとする感染防止対策・社会対応については、実情に応じて下記のように柔軟に対応する必要がある。なお、実際の対策においては、発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染性の高さ、潜伏期などの科学的知見に基づき、国が基本的対処方針等を通じて具体的な指針を示すので、その内容を踏まえて対応する。

### （１）医療体制

新型インフルエンザ等が高病原性の場合、帰国者・接触者外来については、海外感染期～国内発生早期において二次医療圏に1か所以上（感染症指定医療機関等に）設置し、県内の患者発生状況に応じて増設することとしている。これに対して、低病原性であることが判明した場合には、帰国者・接触者外来を設置する必要がない。

また、低病原性が判明した場合、感染症指定医療機関への患者の入院勧告（措置）については原則として行なわず、自宅療養とするが、重症患者については一般医療機関においても入院を受け入れるよう要請する。（健康福祉企画課、医療政策課、保健所）

### （２）感染拡大防止対策・社会対応

新型インフルエンザ等の病原性が低いと判明した場合、学校等の臨時休業や外出自粛等の要請を始めとする対策を特別に強化する必要はなく、基本的に通常の季節性インフルエンザの流行時と同様の対応とする。

- 学校・保育施設等における感染拡大防止対策について、季節性インフルエンザの場合は、欠席率15～20%で臨時休業を実施し、休業期間を3～5日間としている学校が多い。これに対して新型インフルエンザ等では、病原性や感染性が季節性インフルエンザよりも高いことを想定して、「欠席率10%」を目安に臨時休業を実

施し、「休業期間を1週間」とするなどを学校の設置者に要請することとする。しかし、実際の新型インフルエンザ等の病原性が低いと判明した場合は、季節性インフルエンザと同様の考え方で臨時休業の開始時期や休業期間を判断してよい。

- 不特定多数の人が集まる施設、集客施設については、事業活動の自粛は要請しないが、感染予防措置の要請を行う。ただし、「今後のまん延の状況等により、自粛を要請する場合がある」ことを周知する。(関係課⇒事業者団体⇒施設等)
- スポーツ大会や集会などは一律に自粛を求めず、主催者が開催の必要性を再検討するよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒施設等)

開催する場合は感染を減らす工夫をしてもらい、体調不良の人には参加や観戦を控えるよう呼び掛けを要請する。(関係課⇒事業者団体⇒施設等)

- 大学等に対し、必要に応じ、休業も含め、できる限り感染拡大の速度を遅らせるための運営方法の工夫を要請する。(関係課)
- 学校等の休業の影響で、保護者(従業員)が休暇を取得する際の配慮を要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 医療機関における混乱を回避するため、学校や事業所の管理者が、生徒や職員等に対し、「新型インフルエンザ等に罹患していないことの証明」等を求めることのないよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)

## 【用語解説】

※アイウエオ順

### ○ I H E A T

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。

### ○ I H E A T 要員

IHEAT に登録し、保健所等への支援の要請を受ける旨の承諾をした外部の専門職（保健師、看護師、薬剤師、管理栄養士等）のこと。主に感染症まん延時における積極的疫学調査等、感染症のまん延等の健康危機に対応するための保健所等の業務を行う。

### ○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というものは、これらの亜型を指している。）

### ○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

### ○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

\* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

\* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。（県立中央病院）

\* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。（県立河北病院、県立新

庄病院、公立置賜総合病院、(独)日本海総合病院)

\*結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

#### ○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

#### ○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

#### ○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

#### ○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

#### ○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

#### ○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

### ○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

### ○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

### ○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

### ○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

### ○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

### ○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。）。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

### ○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

### ○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

### ○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

### ○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

### ○ PCR (Polymerase Chain Reaction: ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。